

弟子屈町
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

～誰もが安心して暮らせるまちづくり～

＜令和3年度～令和5年度＞

令和3年3月

弟子屈町

はじめに

本町では、平成12年度以降、第1期から第7期までの7次にわたり、それぞれ3年間の計画期間とした弟子屈町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、特に平成24年度以降の第5期から第7期までの弟子屈町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成24年度から令和3年度までの10年間の構想期間とした第5次弟子屈町総合計画の基本構想において設定した4つのまちづくりの基本目標の1つ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、「高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる環境の整備」を大きな柱として策定しましたが、今般、令和2年度を計画期間の終了年度とした第7期介護保険事業計画の計画期間満了にあたり、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とした弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

本町の総人口は年々減少し、第7期介護保険事業計画の計画期間の終了年度である令和2年度（9月末）の総人口は6,954人となっており、第6期介護保険事業計画の計画期間の終了年度であった平成29年度（9月末）の総人口7,497人から数にして543人、率にして7.2%減少していますほか、65歳以上の方の数である高齢者人口も平成29年度（9月末）の2,830人に対して令和2年度（9月末）は2,804人となっており、この3年間で数にして26人、率にして0.9%減少している一方で、総人口に占める高齢者人口の割合である高齢化率は平成29年度（9月末）の37.7%に対して令和2年度（9月末）は40.3%となっており、この3年間で2.6ポイント増加しています。

しかしながら、近年は65歳以上のいわゆる高齢者と呼ばれる方々であっても、現役世代に引けを取らない元気で活力のある方々も少なくなく、2020年（令和2年）10月にスポーツ庁が公表した2019年度体力・運動能力調査の結果においては体力テストの結果を点数化した合計点が70代前半の男性と70代女性で過去最高になったとのことであり、高齢者の体力向上が鮮明になったとのことでもありますので、本町においては、現役世代のみならず、高齢者であっても元気で活力のある方々にご理解・ご協力を得ながら地域で支えあう体制を構築し、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年度に向け、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる環境を整備できるよう、福祉、医療、介護の連携・一体的な推進を図り、高齢者保健福祉事業、併せて介護保険事業を推進してまいります。

最後になりましたが、今般の弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり、多大なるご協力をいただいた弟子屈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、町民の皆様におかれましては高齢者保健福祉事業、併せて介護保険事業の円滑な推進にご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

目次

第1章 本計画の策定にあたって	1
1 本計画の背景と目的	1
2 本計画の位置づけ等	2
2-1 本計画の位置づけ	2
2-2 本計画の期間	2
2-3 本計画の策定方法	2
第2章 高齢者を取りまく現状	3
1 人口等の動向	3
1-1 人口等の推移	3
1-2 人口構成の推移	4
1-3 高齢者人口構成等の推移	5
1-4 高齢者を含む世帯数等の推移	6
2 生きがい支援等の実施状況	7
2-1 生きがい支援の状況	7
2-2 健康診査の状況	7
2-3 福祉サービスの状況	7
2-4 高齢者に配慮した住まい等の状況	9
3 介護保険事業の実施状況	10
3-1 認定者の状況	10
(1) 認定者数等の状況	10
(2) 認定者の要介護度の状況	11
3-2 総給付費の状況	11
3-3 居宅（介護予防）サービス等別給付費の状況	12
3-4 介護サービス別給付費の状況	13
3-5 町内に所在する介護サービス事業所等の状況	16
4 地域支援事業の実施状況	18
4-1 介護予防・生活支援サービス事業の状況	18
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の状況	18
(2) 介護予防ケアマネジメントの状況	18
4-2 一般介護予防事業の状況	19
(1) 介護予防把握事業の状況	19
(2) 介護予防普及啓発事業の状況	19
(3) 地域介護予防活動支援事業の状況	20
(4) 一般介護予防事業評価事業の状況	21
(5) 地域リハビリテーション活動支援事業の状況	21
4-3 包括的支援事業と任意事業の状況	22
(1) 総合相談支援事業の状況	22

(2)	権利擁護事業の状況	23
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の状況	23
(4)	地域ケア会議推進事業の状況	24
(5)	家族介護支援事業の状況	24
(6)	介護給付等費用適正化事業の状況	24
(7)	成年後見制度利用支援事業の状況	25
(8)	生活支援体制整備事業の状況	25
(9)	認知症総合支援事業の状況	25
(10)	在宅医療・介護連携推進事業の状況	27
5	高齢者の実態調査	28
5-1	高齢者の実態調査の概要	28
(1)	調査の目的	28
(2)	調査の種別と対象、期間、方法	28
(3)	回収や聞き取りの結果	28
5-2	高齢者の実態調査の結果から見てきた本町の特徴	29
(1)	在宅介護実態調査	29
(2)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	31
第3章	本計画の基本的な考え方	36
1	基本理念	36
2	基本目標	37
2-1	健やかにいきいきと暮らせるまち	37
2-2	安心して暮らせるまち	37
2-3	支えあって暮らすまち	37
第4章	高齢者保健福祉施策の推進	38
1	「健やかにいきいきと暮らせるまち」づくり	38
1-1	高齢者の社会とのつながりの維持	38
1-2	健康づくりの推進	39
(1)	健康手帳の交付	40
(2)	健康診査の実施	40
2	「安心して暮らせるまち」づくり	41
2-1	福祉サービス等の充実	41
(1)	福祉サービスの充実	41
(2)	高齢者に配慮した住まい等の確保	43
2-2	介護サービスの充実	44
(1)	居宅（介護予防）サービスの充実	45
(2)	地域密着型（介護予防）サービスの充実	45
(3)	施設サービスの充実	45
3	「支えあって暮らすまち」づくり	46
3-1	地域包括ケアシステムの深化・推進	46
(1)	地域包括支援センターの体制の充実	46
(2)	地域ケアネットワークの構築	46
(3)	住民による安全・安心対策活動への支援	46

3-2	地域支援事業の推進	47
(1)	介護予防・生活支援サービス事業の実施	48
(2)	一般介護予防事業の実施	51
(3)	包括的支援事業と任意事業の実施	56
第5章	介護保険事業の推進	67
1	総人口の推計	67
2	被保険者数の推計	68
3	要介護（要支援）認定者数の推計	69
4	施設・居住系サービス利用者数の推計	70
4-1	施設サービス利用者数の推計	70
4-2	居住系サービス利用者数の推計	72
5	在宅サービス利用者数の推計	75
6	介護サービス見込み量の推計	85
6-1	総給付費の推計	85
6-2	居宅（介護予防）サービス等別給付費の推計	85
6-3	介護サービス別給付費の推計	86
7	保険料の算定	89
7-1	所得段階別第1号被保険者数と基準額に対する割合	89
7-2	保険料収納必要額と予定保険料収納率	90
(1)	保険料収納必要額	90
(2)	予定保険料収納率	91
7-3	保険料の基準額	92
7-4	所得段階別保険料	93
8	介護保険事業の適正な運営と保険者機能の強化	95
8-1	介護保険についての情報提供・相談体制等の整備	95
(1)	介護サービス等の情報提供・相談体制の充実	95
(2)	介護サービス等への苦情等の適切な対応	95
8-2	要介護（要支援）認定申請手続の支援	95
(1)	要介護（要支援）認定の申請の受付と調査の実施	95
(2)	介護認定審査会の運営	95
8-3	地域密着型サービス事業所等の指定と指導・監督	95
第6章	本計画の推進に向けて	96
1	関係機関や関係各課との連携	96
2	地域資源の把握と有効活用	96
3	本計画の進行管理	96
弟子屈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会		97
1	委員氏名等	97
2	会議日時等	97

本計画書に掲載している数値については、単位未満を四捨五入しているものもあるため、その合計が総数と一致しない場合や100%とならない場合があります。

第1章 本計画の策定にあたって

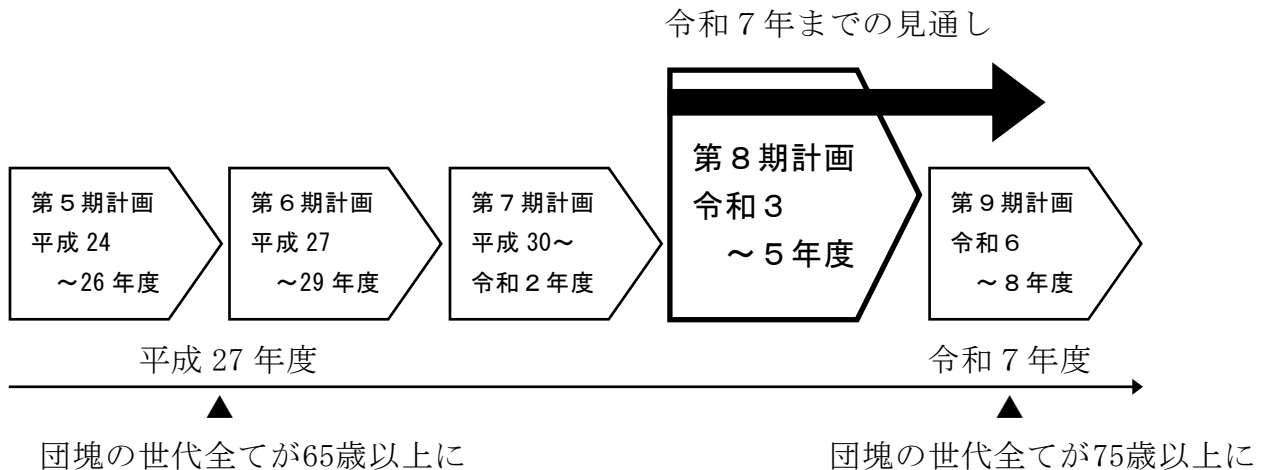
1 本計画の背景と目的

本町は、平成30年3月に、第5期計画・第6期計画に引き続いて「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を理念とした弟子屈町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、住み慣れた地域でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、さまざまな高齢者施策を推進してきました。

今回策定した弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は、団塊の世代全てが75歳以上になり、高齢化が一段と進む令和7年に向けて、第5期計画から構築が始まった地域包括ケアシステム（医療と介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を深化・推進させるための取り組みを始めとしたさまざまな高齢者施策を推進するための計画となります。

なお、本計画の策定にあたっては、これまでの人口等の動向や生きがい支援等・介護保険事業・地域支援事業の実施状況、高齢者の実態調査の検証により、高齢者を取りまく現状を踏まえた上で本計画の基本的な考え方を示し、これからの高齢者保健福祉施策・介護保険事業の推進へとつなげていきます。

■令和7年を見据えた第8期介護保険事業計画の位置づけ



2 本計画の位置づけ等

2-1 本計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成した介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であり、介護保険事業を含めた高齢者施策全般にわたる総合的な計画となるもので、本町の最上位計画である第5次弟子屈町総合計画を始めとした保健、福祉、介護分野に関するさまざまな計画等との整合・連携を図って策定したものです。

2-2 本計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

第5期計画から構築が始まった地域包括ケアシステム（医療と介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）の深化・推進に向けたさまざまな取り組みを推進し、第9期計画につなげるとともに、団塊の世代全てが75歳以上になる令和7年を見通した計画となります。

2-3 本計画の策定方法

本計画は、これまでの人口等の動向や生きがい支援等・介護保険事業・地域支援事業の実施状況、高齢者の実態調査の検証により、高齢者を取りまく現状を踏まえた上で弟子屈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会が策定した案に基づき、本町が策定しました。

なお、弟子屈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の委員は、学識経験者と保健医療関係者、福祉関係者、一般町民のうちから町長が委嘱した弟子屈町地域包括支援センター運営協議会の構成員をもって充て、弟子屈町地域包括支援センター運営協議会の会長が、弟子屈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の委員長にあたりました。

第2章 高齢者を取りまく現状

1 人口等の動向

1-1 人口等の推移

本町の総人口は、令和2年では6,954人となっており、減少傾向で推移しています。

また、総世帯数も減少傾向で推移しており、令和2年では3,815世帯となっているほか、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移しており、令和2年では1.82人となっています。

核家族化、単身世帯の増加等により、家族を身近な介護力として見た場合にその介護力の脆弱化は進みつつある状況となっています。

■人口等の推移

	総人口（人）	総世帯数（世帯）	1世帯あたり人員（人）
平成24年	8,127	4,002	2.03
平成25年	8,037	3,979	2.02
平成26年	7,889	3,963	1.99
平成27年	7,790	3,960	1.97
平成28年	7,631	3,948	1.93
平成29年	7,497	3,941	1.90
平成30年	7,286	3,879	1.88
令和元年	7,145	3,854	1.85
令和2年	6,954	3,815	1.82

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

1-2 人口構成の推移

本町の人口構成は、令和2年では「0～14歳」が9.0%、「15～64歳」が50.7%、「65歳以上」が40.3%となっています。

「65歳以上」のいわゆる高齢者の人口が総人口に占める割合である高齢化率は年々上昇しており、「0～14歳」のいわゆる年少者の人口が総人口に占める割合の減少と相まって、少子高齢化が着実に進んでいる状況となっています。

■人口構成の推移

		総人口	0～14歳の人口	15～64歳の人口	65歳以上の人口
人口	平成24年	8,127人	903人	4,649人	2,575人
	平成25年	8,037人	890人	4,502人	2,645人
	平成26年	7,889人	844人	4,359人	2,686人
	平成27年	7,790人	811人	4,212人	2,767人
	平成28年	7,631人	756人	4,070人	2,805人
	平成29年	7,497人	727人	3,940人	2,830人
	平成30年	7,286人	691人	3,786人	2,809人
	令和元年	7,145人	663人	3,662人	2,820人
	令和2年	6,954人	624人	3,526人	2,804人
構成比	平成24年	100.0%	11.1%	57.2%	31.7%
	平成25年	100.0%	11.1%	56.0%	32.9%
	平成26年	100.0%	10.7%	55.3%	34.0%
	平成27年	100.0%	10.4%	54.1%	35.5%
	平成28年	100.0%	9.9%	53.3%	36.8%
	平成29年	100.0%	9.7%	52.6%	37.7%
	平成30年	100.0%	9.5%	52.0%	38.6%
	令和元年	100.0%	9.3%	51.3%	39.5%
	令和2年	100.0%	9.0%	50.7%	40.3%

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

1-3 高齢者人口構成等の推移

本町の「40歳以上」の人口は減少傾向にありますが、総人口の減少に伴い、その総人口に占める割合は増加傾向にあります。

また、「65歳以上」の高齢者の人口は、平成28年以降、2,800人強で推移しており、ピークを迎えているものと考えられますが、その総人口に占める割合である高齢化率は上昇傾向にあり、「75歳以上」のいわゆる後期高齢者ではその傾向がさらに顕著な状況となっています。

■高齢者人口構成等の推移

		総人口	40歳 以上の 人口	40～ 64歳の 人口	65歳 以上の 人口	65～ 74歳の 人口	75歳 以上の 人口
人口	平成24年	8,127人	5,516人	2,941人	2,575人	1,292人	1,283人
	平成25年	8,037人	5,474人	2,829人	2,645人	1,340人	1,305人
	平成26年	7,889人	5,452人	2,766人	2,686人	1,352人	1,334人
	平成27年	7,790人	5,450人	2,683人	2,767人	1,378人	1,389人
	平成28年	7,631人	5,424人	2,619人	2,805人	1,361人	1,444人
	平成29年	7,497人	5,378人	2,548人	2,830人	1,360人	1,470人
	平成30年	7,286人	5,275人	2,466人	2,809人	1,333人	1,476人
	令和元年	7,145人	5,190人	2,370人	2,820人	1,322人	1,498人
	令和2年	6,954人	5,097人	2,293人	2,804人	1,309人	1,495人
構成比	平成24年	100.0%	67.9%	36.2%	31.7%	15.9%	15.8%
	平成25年	100.0%	68.1%	35.2%	32.9%	16.7%	16.2%
	平成26年	100.0%	69.1%	35.1%	34.0%	17.1%	16.9%
	平成27年	100.0%	70.0%	34.4%	35.5%	17.7%	17.8%
	平成28年	100.0%	71.1%	34.3%	36.8%	17.8%	18.9%
	平成29年	100.0%	71.7%	34.0%	37.7%	18.1%	19.6%
	平成30年	100.0%	72.4%	33.8%	38.6%	18.3%	20.3%
	令和元年	100.0%	72.6%	33.2%	39.5%	18.5%	21.0%
	令和2年	100.0%	73.3%	33.0%	40.3%	18.8%	21.5%

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

1-4 高齢者を含む世帯数等の推移

本町の総世帯数は減少傾向にあります。

また、高齢者を含む世帯数は、平成27年以降、2,000世帯強で推移しており、ピークを迎えているものと考えられますが、その総世帯数に占める割合は増加傾向にあり、令和2年では53.9%となっていますほか、高齢独居世帯数が総世帯数に占める割合も増加傾向にあり、令和2年では26.9%となっています。

■高齢者を含む世帯数等の推移

		総世帯数 (A)	高齢者を含む世帯数 (B)	高齢独居世帯数 (C)	高齢夫婦世帯数 (D)	高齢者も含む世帯数 (E)	
世帯数	平成24年	4,002世帯	1,922世帯	837世帯	703世帯	382世帯	
	平成25年	3,979世帯	1,951世帯	843世帯	699世帯	409世帯	
	平成26年	3,963世帯	1,955世帯	847世帯	695世帯	413世帯	
	平成27年	3,960世帯	2,016世帯	918世帯	549世帯	549世帯	
	平成28年	3,948世帯	2,043世帯	950世帯	563世帯	530世帯	
	平成29年	3,941世帯	2,057世帯	973世帯	579世帯	505世帯	
	平成30年	3,879世帯	2,057世帯	989世帯	562世帯	506世帯	
	令和元年	3,854世帯	2,060世帯	1,006世帯	569世帯	485世帯	
	令和2年	3,815世帯	2,057世帯	1,025世帯	563世帯	469世帯	
			総世帯数に占める割合 (B/A)	高齢者を含む世帯数に占める割合 (C/B) (D/B) (E/B)			高齢独居世帯数が総世帯数に占める割合 (C/A)
構成比	平成24年		48.0%	43.5%	36.6%	19.9%	20.9%
	平成25年		49.0%	43.2%	35.8%	21.0%	21.2%
	平成26年		49.3%	43.3%	35.5%	21.1%	21.4%
	平成27年		50.9%	45.5%	27.2%	27.2%	23.2%
	平成28年		51.7%	46.5%	27.6%	25.9%	24.1%
	平成29年		52.2%	47.3%	28.1%	24.6%	24.7%
	平成30年		53.0%	48.1%	27.3%	24.6%	25.5%
	令和元年		53.5%	48.8%	27.6%	23.5%	26.1%
	令和2年		53.9%	49.8%	27.4%	22.8%	26.9%

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 生きがい支援等の実施状況

2-1 生きがい支援の状況

①老人クラブの状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
クラブ数（団体）	15	15	15
会員数（人）	490	487	470
男性	175	175	173
女性	315	312	297

②ボランティアグループの状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
グループ数（団体）	13	13	13
会員数（人）	116	110	113

2-2 健康診査の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本健康診査受診率（％）	3.4	2.2	1.9
国民健康保険特定健康診査受診率（％）	34.4	31.5	38.3
後期高齢者健康診査受診率（％）	11.54	23.58	18.22

2-3 福祉サービスの状況

①在宅高齢者等軽度生活援助事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	1	0	0
延べ利用回数（人回）	5	0	0

②生活管理指導短期宿泊事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	2	2	3
延べ利用日数（人日）	28	9	11

③在宅老人等生きがい活動支援通所事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	0	0	0
延べ利用日数（人日）	0	0	0

④在宅老人等生活管理指導員派遣事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用件数（人件）	0	0	0

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画**⑤ホームヘルプサービス事業の状況**

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用件数（人件）	0	0	0

⑥高齢者世帯等除雪援助事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用世帯数（世帯）	78	66	58
延べ利用回数（回）	604	724	375

⑦在宅高齢者等給食サービス事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	66	63	66
延べ利用食数（食）	13,102	11,665	11,082

⑧在宅高齢者等入浴サービス事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	2	3	2
延べ利用回数（人回）	45	48	43

⑨ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	21	19	24
延べ訪問回数（人回）	2,599	2,321	2,432

⑩在宅福祉機器貸与事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	0	2	0

⑪在宅福祉移送サービス事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）	127	109	104
延べ利用者数（人）	1,418	1,034	882

⑫緊急通報システム事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用世帯数（世帯）	133	121	126

⑬在宅要介護者等家族介護用品支給事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数（人）		19	23

⑭家族介護慰労金支給事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用件数（人件）	0	0	0

⑮福祉灯油等購入助成事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用件数（人件）	352	349	357

2-4 高齢者に配慮した住まい等の状況

①養護老人ホームの状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（施設）	1	1	1
利用定員（人）	70（※）	70（※）	70（※）

※ 利用定員70人のうち40人は特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所としての利用定員でもあります。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）・生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（施設）	0	0	0
利用定員（人）	0	0	0

③老人福祉センターの状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（施設）	1	1	1

④在宅介護支援センターの状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（施設）	0	0	0

⑤有料老人ホームの状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（施設）	2	2	2
利用定員（人）	58	58	58

⑥サービス付き高齢者向け住宅の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（施設）	0	0	0
利用定員（人）	0	0	0

3 介護保険事業の実施状況

3-1 認定者の状況

(1) 認定者数等の状況

平成30年度から令和2年度まで3年間の認定者数と認定率（第1号被保険者のみ）は増加傾向で推移しており、令和2年度には第1号被保険者数2,814人のうち、認定者数は568人、認定率は20.2%となりました。

なお、令和2年度の認定率は、「65～74歳」のいわゆる前期高齢者では4.7%、「75歳以上」の後期高齢者のうち、75歳以上84歳以下の方では20.3%、85歳以上の方では59.6%となりました。

■認定者数等の状況（第1号被保険者のみ）

		65～74歳	75歳以上		計
			75～84歳	85歳以上	
被保険者数	平成27年度	1,378人	1,391人		2,769人
	平成28年度	1,359人	1,445人		2,804人
	平成29年度	1,355人	1,470人		2,825人
	平成30年度	1,329人	1,008人	473人	2,810人
	令和元年度	1,318人	1,010人	496人	2,824人
	令和2年度	1,307人	999人	508人	2,814人
認定者数	平成27年度	67人	431人		498人
	平成28年度	78人	457人		535人
	平成29年度	72人	488人		560人
	平成30年度	70人	189人	295人	554人
	令和元年度	72人	199人	296人	567人
	令和2年度	62人	203人	303人	568人
認定率	平成27年度	4.9%	31.0%		18.0%
	平成28年度	5.7%	31.6%		19.1%
	平成29年度	5.3%	33.2%		19.8%
	平成30年度	5.3%	18.8%	62.4%	19.7%
	令和元年度	5.5%	19.7%	59.7%	20.1%
	令和2年度	4.7%	20.3%	59.6%	20.2%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

(2) 認定者の要介護度の状況

平成30年度から令和2年度まで3年間の要支援認定者が認定者に占める割合（第1号被保険者のみ）は、平成30年度以降、28%前後で推移しており、平成30年度は28.3%、令和元年度は27.5%、令和2年度は28.0%となっています。

■認定者の要介護度の状況（第1号被保険者のみ）

		要支援		要介護					合計	要支援認定者が認定者に占める割合
		1	2	1	2	3	4	5		
認定者数	平成27年度	46人	73人	74人	98人	69人	85人	53人	498人	
	平成28年度	51人	95人	72人	95人	63人	95人	64人	535人	
	平成29年度	65人	107人	80人	96人	66人	93人	53人	560人	
	平成30年度	49人	108人	94人	91人	64人	85人	63人	554人	
	令和元年度	51人	105人	83人	101人	68人	92人	67人	567人	
	令和2年度	41人	118人	76人	109人	80人	84人	60人	568人	
構成比	平成27年度	9.2%	14.7%	14.9%	19.7%	13.9%	17.1%	10.6%	100.0%	23.9%
	平成28年度	9.5%	17.8%	13.5%	17.8%	11.8%	17.8%	12.0%	100.0%	27.3%
	平成29年度	11.6%	19.1%	14.3%	17.1%	11.8%	16.6%	9.5%	100.0%	30.7%
	平成30年度	8.8%	19.5%	17.0%	16.4%	11.6%	15.3%	11.4%	100.0%	28.3%
	令和元年度	9.0%	18.5%	14.6%	17.8%	12.0%	16.2%	11.8%	100.0%	27.5%
	令和2年度	7.2%	20.8%	13.4%	19.2%	14.1%	14.8%	10.6%	100.0%	28.0%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

3-2 総給付費の状況

平成30年度と令和元年度の総給付費の計画に対する実績の割合は、平成30年度で82.9%、令和元年度で83.4%となりました。

なお、平成30年度の総給付費の実績に対する令和元年度の総給付費の実績の割合は103.0%で、金額にして約21,553千円の増加となりました。

■総給付費の状況

	計画 (千円)	実績 (千円)	実績／計画 (%)	当年度実績／前年度実績 (%)
平成27年度	810,921	675,796	83.3	
平成28年度	830,404	727,837	87.6	107.7
平成29年度	830,783	726,487	87.4	99.8
平成30年度	861,429	714,024	82.9	98.3
令和元年度	882,479	735,577	83.4	103.0

資料：介護保険事業状況報告（各年度年報）

3-3 居宅（介護予防）サービス等別給付費の状況

令和元年度の居宅（介護予防）サービス・地域密着型（介護予防）サービス・施設サービスを比べると、延べ利用者数では65.1%を居宅（介護予防）サービスが占めました。総給付額では36.8%を占めたに過ぎませんでした。

また、利用者1人あたりの月額給付額でも、施設サービスの約264千円に対し、居宅（介護予防）サービスでは約77千円に過ぎず、施設サービスの3割程度となりました。

なお、令和元年度の地域密着型（介護予防）サービスは、延べ利用者割合が8.3%であるのに対し、総給付割合は12.0%で、利用者1人あたりの月額給付額は約198千円となりました。

■居宅（介護予防）・地域密着型（介護予防）・施設サービス別給付費の状況

●居宅（介護予防）サービス給付費の状況

	延べ 利用者数 (人)	延べ 利用者割合 (%)	総給付額 (千円)	総給付割合 (%)	利用者1人あたりの 月額給付額 (円)
平成27年度	3,215	65.7	249,578	36.9	77,629
平成28年度	3,603	65.8	277,606	38.1	77,049
平成29年度	3,479	65.3	280,267	38.6	80,560
平成30年度	3,263	64.2	254,553	35.7	78,012
令和元年度	3,496	65.1	270,573	36.8	77,395

●地域密着型（介護予防）サービス給付費の状況

	延べ 利用者数 (人)	延べ 利用者割合 (%)	総給付額 (千円)	総給付割合 (%)	利用者1人あたりの 月額給付額 (円)
平成27年度	270	5.5	65,926	9.8	244,170
平成28年度	409	7.5	80,535	11.1	196,907
平成29年度	423	7.9	82,394	11.3	194,785
平成30年度	402	7.9	82,485	11.6	205,187
令和元年度	445	8.3	88,000	12.0	197,753

●施設サービス給付費の状況

	延べ 利用者数 (人)	延べ 利用者割合 (%)	総給付額 (千円)	総給付割合 (%)	利用者1人あたりの 月額給付額 (円)
平成27年度	1,408	28.8	360,292	53.3	255,889
平成28年度	1,463	26.7	369,696	50.8	252,697
平成29年度	1,428	26.8	363,826	50.1	254,780
平成30年度	1,419	27.9	376,987	52.8	265,671
令和元年度	1,427	26.6	377,004	51.3	264,193

資料：介護保険事業状況報告（各年度年報）

3-4 介護サービス別給付費の状況

平成30年度と令和元年度の総給付費の介護サービス別の計画・実績・計画に対する実績の割合は、それぞれ次のとおりです。

実績が計画を大きく上回った主な介護サービスとしては、平成30年度では短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）及び訪問リハビリテーション、令和元年度では介護予防訪問リハビリテーション、住宅改修費及び介護予防福祉用具貸与が挙げられ、実績が計画を大きく下回った主な介護サービスとしては、平成30年度と令和元年度のいずれも介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）及び介護予防福祉用具購入費、令和元年度では介護予防短期入所生活介護も挙げられます。

■介護サービス別給付費の状況

●居宅サービス給付費の状況

	平成30年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)
訪問介護	61,921	56,189	90.7	65,384	63,680	97.4
訪問入浴介護	0	0	100.0	0	0	100.0
訪問看護	8,149	2,842	34.9	8,153	3,924	48.1
訪問リハビリテーション	5,916	6,591	111.4	6,463	4,443	68.7
居宅療養管理指導	2,751	1,635	59.4	2,885	1,857	64.4
通所介護	48,463	18,885	39.0	51,303	20,445	39.9
通所リハビリテーション	85,595	47,505	55.5	88,836	47,419	53.4
短期入所生活介護	44,676	13,563	30.4	45,875	13,799	30.1
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	145	-	0	117	-
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	2,106	3,353	159.2	2,107	2,270	107.7
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	100.0	0	0	100.0
福祉用具貸与	14,619	10,776	73.7	15,572	12,729	81.7
福祉用具購入費	558	526	94.3	558	572	102.5
住宅改修費	1,518	1,168	76.9	1,518	1,991	131.2
特定施設入居者生活介護	45,643	38,548	84.5	45,664	42,159	92.3
居宅介護支援	26,582	23,351	87.8	27,841	25,438	91.4

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

●地域密着型サービス給付費の状況

	平成30年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	271	-	0	1,625	-
夜間対応型訪問介護	0	0	100.0	0	0	100.0
地域密着型通所介護	9,197	3,490	37.9	9,201	4,672	50.8
認知症対応型通所介護	0	0	100.0	0	0	100.0
小規模多機能型居宅介護	0	0	100.0	0	0	100.0
認知症対応型共同生活介護	74,799	77,111	103.1	74,833	80,214	107.2
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	100.0	0	0	100.0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0	0	100.0	0	0	100.0
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	0	1,613	-	0	1,489	-

●施設サービス給付費の状況

	平成30年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)
介護老人福祉施設	288,880	291,373	100.9	295,027	293,283	99.4
介護老人保健施設	31,106	29,290	94.2	31,120	26,836	86.2
介護医療院	0	0	100.0	0	0	100.0
介護療養型医療施設	63,206	56,324	89.1	63,234	56,885	90.0

●介護予防サービス給付費の状況

	平成30年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)
介護予防訪問介護		27	-		0	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	100.0	0	0	100.0
介護予防訪問看護	1,383	634	45.8	1,383	1,173	84.8
介護予防訪問リハビリテーション	1,429	1,277	89.4	1,430	2,382	166.6
介護予防居宅療養管理指導	0	147	-	0	165	-
介護予防通所介護		65	-		0	-
介護予防通所リハビリテーション	20,960	11,753	56.1	21,766	10,562	48.5
介護予防短期入所生活介護	537	313	58.3	537	99	18.4
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	100.0	0	0	100.0
介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	1,069	0	0.0	1,070	0	0.0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	100.0	0	0	100.0
介護予防福祉用具貸与	2,097	2,017	96.2	2,172	2,457	113.1
介護予防福祉用具購入費	644	177	27.5	644	150	23.3
介護予防住宅改修費	1,523	1,194	78.4	1,523	1,126	73.9
介護予防特定施設入居者生活介護	10,506	8,791	83.7	10,511	8,271	78.7
介護予防支援	5,596	3,079	55.0	5,869	3,344	57.0

●地域密着型介護予防サービス給付費の状況

	平成30年度			令和元年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	実績 ／計画 (%)
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	100.0	0	0	100.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	100.0	0	0	100.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	100.0	0	0	100.0

資料：介護保険事業状況報告（各年度年報）

3-5 町内に所在する介護サービス事業所等の状況

■町内に所在する介護サービス事業所等の状況（令和2年4月1日現在）

事業所種別	事業所名	利用定員等
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所 (ホームヘルプサービス) ・介護予防訪問介護 相当サービス事業所 	社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 ヘルパーステーションましゅう	
	株式会社ケア・サポートまつやま ヘルパーセンター 「ケア・サポートまつやま」	
	医療法人社団信診連 訪問介護ステーションたんぽぽ	
	株式会社ともにいきるかい 訪問介護事業所森の家	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所 (ホームヘルプサービス) 	有限会社摩周ホームヘルプサービス 訪問介護ステーションひかり	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問リハビリ テーション事業所 ・介護予防訪問リハビリ テーション事業所 	医療法人社団信診連 訪問リハビリステーション	
	医療法人共生会 川湯の森病院	
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所 (デイサービス) ・介護予防通所介護 相当サービス事業所 	社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 弟子屈町指定通所介護事業所	利用定員：1日25人
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所介護 相当サービス事業所 	株式会社ケア・サポートまつやま デイサービス 「ケア・サポートまつやま」	利用定員：1日10人
<ul style="list-style-type: none"> ・通所リハビリ テーション事業所 ・介護予防通所リハビリ テーション事業所 (デイケア) 	医療法人社団信診連 デイケアセンターたこ八	利用定員：1日40人
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護事業所 ・介護予防短期入所 生活介護事業所 (ショートステイ) 	J A北海道厚生連 特別養護老人ホーム摩周	利用定員：1日10人 (介護老人福祉施設の 空床も利用可能)
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所療養介護事業所 ・介護予防短期入所 療養介護事業所 (医療型ショートステイ) 	J A北海道厚生連 摩周厚生病院	介護療養型医療施設の 空床を利用
<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設 入居者生活介護事業所 ・介護予防特定施設 入居者生活介護事業所 	弟子屈町 町立弟子屈養護老人ホーム倅和園 指定特定施設入居者生活介護 及び指定介護予防特定施設 入居者生活介護事業所	利用定員：40人
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型 通所介護事業所 	株式会社ケア・サポートまつやま デイサービス 「ケア・サポートまつやま」	利用定員：10人

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

事業所種別	事業所名	利用定員等
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型 共同生活介護事業所 ・介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所 (グループホーム) 	医療法人社団信診連 グループホームあつたか家	利用定員：9人
	医療法人社団信診連 グループホーム家路	利用定員：9人
	日成工業株式会社 グループホーム桜小路	利用定員：9人
・介護老人福祉施設	J A北海道厚生連 特別養護老人ホーム摩周	利用定員：100人
・介護療養型医療施設	J A北海道厚生連 摩周厚生病院	利用定員：20人
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー) 	医療法人社団信診連 居宅介護支援事業所いたわり	
	株式会社ケア・サポートまつやま 居宅介護支援事業所まつやま	
	社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	
	株式会社ともにいきるかい 居宅介護支援事業所森の家	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業所 (ケアマネジャー) 	弟子屈町 弟子屈町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	

4 地域支援事業の実施状況

4-1 介護予防・生活支援サービス事業の状況

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の状況

■介護予防・生活支援サービス事業の状況

●1月あたりの利用者数の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防訪問介護相当サービス（人）	19	32	32
介護予防通所介護相当サービス（人）	12	26	31

●事業費の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防訪問介護相当サービス（千円）	3,462	7,094	7,209
介護予防通所介護相当サービス（千円）	3,820	6,883	7,212

(2) 介護予防ケアマネジメントの状況

■介護予防ケアマネジメントの状況

●介護予防・生活支援サービス事業対象者の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者人口（各年度9月末現在）（人）（A）	2,830	2,809	2,820
基本チェックリスト実施者数（人）（B）	42	36	47
基本チェックリストの実施によって 介護予防・生活支援サービス事業対象者となりえた人数 （人）（C）	23	7	21
基本チェックリスト実施者数における 基本チェックリストの実施によって 介護予防・生活支援サービス事業対象者となりえた人数の割合 （%）（C/B）	54.8	19.4	44.7
高齢者人口における 基本チェックリストの実施によって 介護予防・生活支援サービス事業対象者となりえた人数の割合 （%）（C/A）	0.8	0.2	0.7

●1月あたりの利用者数の状況

平成29年度	平成30年度	令和元年度
22人	41人	38人

●事業費の状況

平成29年度	平成30年度	令和元年度
982千円	1,959千円	1,957千円

4-2 一般介護予防事業の状況

(1) 介護予防把握事業の状況

■介護予防把握事業の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者数（85歳になった高齢者）（人）	68		
対象者数（80歳以上の高齢者）（人）		814	890
状況確認者数（人）	46	708	827
状況未確認者数（人）	22	106	63

資料：保健事業・地域支援事業

(2) 介護予防普及啓発事業の状況

■介護予防普及啓発事業の状況

●健康講話・地区懇談会等の実施の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
回数（回）	22	11	7
延べ受講者数（人）	963	244	77

●介護予防サークル・転倒予防教室継続のための支援の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
団体数（団体）	28	30	28

●いきいき百歳体操の立ち上げ支援の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
立ち上げ支援団体数（団体）	15	3	1
延べ立ち上げ支援回数（回）	74	13	2
巡回支援団体数（団体）	19	8	17
延べ巡回支援回数（回）	37	22	33
延べ百歳体操用バンド自費購入者数（人）	230	22	9

資料：保健事業・地域支援事業

(3) 地域介護予防活動支援事業の状況

■地域介護予防活動支援事業の状況

●ふまねっとサポーター一丸・三の活動の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
活動場所 (か所)	17	15	16
活動回数 (回)	243	274	253
延べ参加人数 (人)	2,980	3,110	2,405
延べサポーター活動人数 (人)	689	657	539

●バルーンが摩周の活動の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
活動場所 (か所)	15	12	11
活動回数 (回)	74	86	95
延べ参加人数 (人)	868	1,050	971
延べサポーター活動人数 (人)	219	251	272

●脳トレ摩周の活動の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
活動場所 (か所)	14	13	8
活動回数 (回)	34	33	21
延べ参加人数 (人)	682	474	246
延べサポーター活動人数 (人)	115	94	66

●弟子屈町介護者と共に歩む会 (菜の花会) の活動の状況

・菜の花みにデイの活動の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数 (回)	9	11	11
延べ参加人数 (人)	175	201	289
延べボランティア活動人数 (人)	112	140	230

・介護者懇談会の活動の状況

(平成30年度まではお茶会サロンの活動の状況)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数 (回)	10	10	1
延べ参加人数 (人)	83	102	5
延べボランティア活動人数 (人)	53	43	7

資料：保健事業・地域支援事業

(4) 一般介護予防事業評価事業の状況

■一般介護予防事業評価事業の状況

●一般介護予防事業への参加者数が高齢者人口（各年度3月末現在）に占める割合の状況

平成29年度	平成30年度	令和元年度
10.1%	17.3%	11.4%

●百歳体操事業成果（有意差）分析の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
握力	あり	なし	なし
Timed Up and Go	あり	あり	なし
片足立ち	あり	なし	なし
30秒椅子立ち上がり	あり	あり	あり
10m早歩き	なし	あり	なし

資料：保健事業・地域支援事業

●認定者の要介護度の状況（第1号被保険者のみ）

		要支援		要介護					合計
		1	2	1	2	3	4	5	
認定者数	平成29年度	65人	107人	80人	96人	66人	93人	53人	560人
	平成30年度	49人	108人	94人	91人	64人	85人	63人	554人
	令和元年度	51人	105人	83人	101人	68人	92人	67人	567人
構成比	平成29年度	11.6%	19.1%	14.3%	17.1%	11.8%	16.6%	9.5%	100.0%
		30.7%		69.3%					100.0%
	平成30年度	8.8%	19.5%	17.0%	16.4%	11.6%	15.3%	11.4%	100.0%
		28.3%		71.7%					100.0%
	令和元年度	9.0%	18.5%	14.6%	17.8%	12.0%	16.2%	11.8%	100.0%
		27.5%		72.5%					100.0%

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業の状況

■地域リハビリテーション活動支援事業の状況

●同行訪問の実施の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個別訪問（件）	22	6	3
集団訪問（件）	3	1	0

●集団指導の実施の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数（回）	4	5	5
延べ参加人数（人）	44	67	84

資料：保健事業・地域支援事業

4-3 包括的支援事業と任意事業の状況

(1) 総合相談支援事業の状況

■総合相談支援事業の状況

●総合相談件数の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
電話 (件)	63	60	91
訪問 (件)	3	9	6
来所 (件)	85	117	123
その他 (件)	6	12	13
合計 (件)	157	198	233

●主たる相談内容の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護保険制度 (件)	90	102	102
状況確認 (件)	22	23	35
介護保険サービス (件)	4	6	12
保健福祉サービス (件)	5	16	17
認知症 (件)	11	26	26
成年後見制度 (件)	1	0	2
虐待 (件)	1	1	0
その他 (件)	23	33	39
合計 (件)	157	207	233

●相談フォロー訪問件数の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護保険制度 (件)	40	36	219
状況確認 (件)	83	77	65
保健福祉サービス (件)	15	15	7
介護保険サービス (件)	14	74	80
施設入所 (件)	1	5	5
退院・退所 (件)	6	4	3
認知症 (件)	38	25	21
成年後見制度 (件)	6	5	0
虐待 (件)	5	1	0
包括的 (件)			23
その他 (件)	36	53	48
合計 (件)	244	295	471

資料：保健事業・地域支援事業

(2) 権利擁護事業の状況

■権利擁護事業の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
日常生活自立支援相談 (件)	2	2	2
市町村長による成年後見相談 (件)	4	5	3
高齢者虐待相談 (件)	1	1	3
啓蒙・普及相談			2
合計 (件)	7	8	10

資料：保健事業・地域支援事業

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の状況

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の状況

●情報交換会の開催の状況

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
12回	12回	12回

●日常的個別指導・相談件数の状況

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
5件	5件	14件

●ケアマネの会の開催の状況

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
12回	12回	12回

●研修会の開催の状況

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1回	1回	2回

●勉強会の開催の状況

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
5回	0回	0回

資料：保健事業・地域支援事業

(4) 地域ケア会議推進事業の状況

■地域ケア会議推進事業の状況

●地域ケア会議の開催の状況

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
個別課題の検討・情報共有・支援策の検討（件）	3	2	2
地域課題の把握・共有・支援策の検討（件）	0	0	2
合計（件）	3	2	4

●研修会の開催の状況

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0回	1回	1回

資料：保健事業・地域支援事業

(5) 家族介護者支援事業の状況

■家族介護者支援事業の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家族介護者教室開催（回）	1	1	1
位置情報サービス提供（人）	1	0	0
介護者家族介護用品支給（人）	18		

資料：保健事業・地域支援事業

(6) 介護給付等費用適正化事業の状況

■介護給付等費用適正化事業の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
要介護認定の適正化			
①完全直営化	未実施	未実施	未実施
②認定調査チェック	実施	実施	実施
ケアプランの点検	実施	未実施	未実施
住宅改修・福祉用具の点検			
①住宅改修	実施	実施	実施
②福祉用具	実施	実施	実施
介護給付費通知	実施	実施	実施
医療情報との突合・縦覧点検			
①医療情報との突合	実施	実施	実施
②縦覧点検	実施	実施	実施
給付実績の活用	未実施	未実施	未実施

資料：介護給付適正化実施状況調査票（回答票）

(7) 成年後見制度利用支援事業の状況

■成年後見制度利用支援事業の状況

●成年後見制度申立支援の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者 (人)	2	0	6
申立者 (人)	2	0	0

資料：保健事業・地域支援事業

(8) 生活支援体制整備事業の状況

■生活支援体制整備事業の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活支援コーディネーター (人) (地域支えあい推進員 (人))	1	1	1
生活支援体制整備協議体会議 (回) (地域支えあい推進会議 (回))	1	3	0
生活支援体制整備協議体会議 (回) (連携会議 (回))	0	10	7
生活支援体制整備協議体会議 (回) (弟子屈町生活支援体制整備事業 第1層協議体 (連携会議) (回))			2
生活支援体制整備協議体会議 (回) (弟子屈町生活支援体制整備事業 第2層協議体 (地域支えあい推進会議) (回))			0
勉強会、発表会、学習会 (回)	3	1	0

資料：保健事業・地域支援事業

(9) 認知症総合支援事業の状況

■認知症総合支援事業の状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
初期集中支援チーム検討委員会 (回)	1	1	1
初期集中支援チーム稼働 (件)	0	2	4
認知症サポーター養成講座 (か所)	1	2	2
SOSネットワーク学習会 (回)	0	1	1
SOSネットワーク推進会議 (回)	2	1	2
SOSネットワーク伝達訓練 (回)	2	1	0
初期集中支援チーム員研修 (回)	1	0	0

資料：保健事業・地域支援事業

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

■認知症高齢者の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	実績	実績	実績
	推計	推計	推計
弟子屈町介護認定審査会の合議体の 延べ審査判定人数 (第1号被保険者のみ(※1))(人)	559	406	492
弟子屈町介護認定審査会の合議体の 実審査判定人数 (第1号被保険者のみ(※1))(人)(A)	509	376	447
うち結果が非該当(人)	11	7	9
うち結果が非該当以外(人)	498	369	438
うち認定調査票の認知症高齢者の 日常生活自立度が自立(※2) (人)	98	42	44
うち認定調査票の認知症高齢者の 日常生活自立度が自立以外(※2) (人)(B)	400	327	394
うち認定調査票の認知症高齢者の 日常生活自立度がI以外(※2) (人)(C)	305	270	329
認定者数 (第1号被保険者のみ(※1))(人)(D)	560	554	567
認知症高齢者(自立以外(※2))数 (人)($D \times B \div A$ 以上)(E)	440以上	482以上	500以上
認知症高齢者(I以外(※2))数 (人)($D \times C \div A$ 以上)(F)	336以上	398以上	417以上
総高齢者数(人)(G)	2,830	2,809	2,820
認知症高齢者(自立以外(※2))数が 占める割合 (%)($E \div G$ 以上)	15.5以上	17.2以上	17.7以上
認知症高齢者(I以外(※2))数が 占める割合 (%)($F \div G$ 以上)	11.9以上	14.2以上	14.8以上

資料：実績：認定者数：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

総高齢者数：住民基本台帳（各年9月末現在）

- ※1 第1号被保険者以外（第2号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者）の延べ人数と実人数の実績は、平成29年度ではいずれも4人（第2号被保険者2人、40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者2人）、平成30年度ではいずれも10人（第2号被保険者9人、40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者1人）、令和元年度ではいずれも5人（第2号被保険者5人、40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者0人）。
- ※2 認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

自立	まったく認知症を有しない。
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等家庭外で上記IIの状態がみられる。
II b	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(10) 在宅医療・介護連携推進事業の状況

■在宅医療・介護連携推進事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域の医療・介護資源の把握	○	○	○
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	○	○	○
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	○	○	○
在宅医療・介護関係者の情報の共有支援	○	○	○
在宅医療・介護関係者に関する相談支援	○	○	○
医療・介護関係者の研修	○	×	○
地域住民への普及啓発	×	×	×
在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	○	○	○

資料：保健事業・地域支援事業

5 高齢者の実態調査

5-1 高齢者の実態調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、その基礎的な資料・情報の収集を目的として、主に在宅で支援・介護を受けている方を対象とした「在宅介護実態調査」と支援・介護を受けていない方や要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

なお、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、一般介護予防事業の現状把握と将来展望の基礎的な資料・情報の収集も目的として実施しました。

(2) 調査の種別と対象、期間、方法

種別	在宅介護実態調査	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査
対象	下記の期間中に要支援・要介護更新・区分変更認定を申請した方で、本町直営の認定調査員への訪問調査依頼も下記の期間中であった方117人のうち、主に在宅で支援・介護を受けている方60人	令和2年5月末時点で本町の介護保険の第1号被保険者である方（令和2年3月末時点でも本町の介護保険の被保険者であった方のうち、その時点で要介護認定を受けていた方を除きます。）2,422人からそのおおむね25%（おおむね4人に1人）を単純無作為抽出した方605人
期間	令和元年10月1日～令和2年1月31日	令和2年6月15日～7月10日
方法	認定調査員による聞き取り	郵送による配付・回収

(3) 回収や聞き取りの結果

	在宅介護実態調査	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査
配付・聞き取り対象数 (A)	60人	605票
回収・聞き取り数	60人	401票
有効回収・聞き取り数 (B)	60人	397票
有効回収・聞き取り率 (B/A)	100.0%	65.6%

5-2 高齢者の実態調査の結果から見てきた本町の特徴

(1) 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」(有効聞き取り数60人)の結果から見てきた本町の主な特徴は次のとおりです。

特徴：在宅の方の過半数は今後も在宅を想定している。

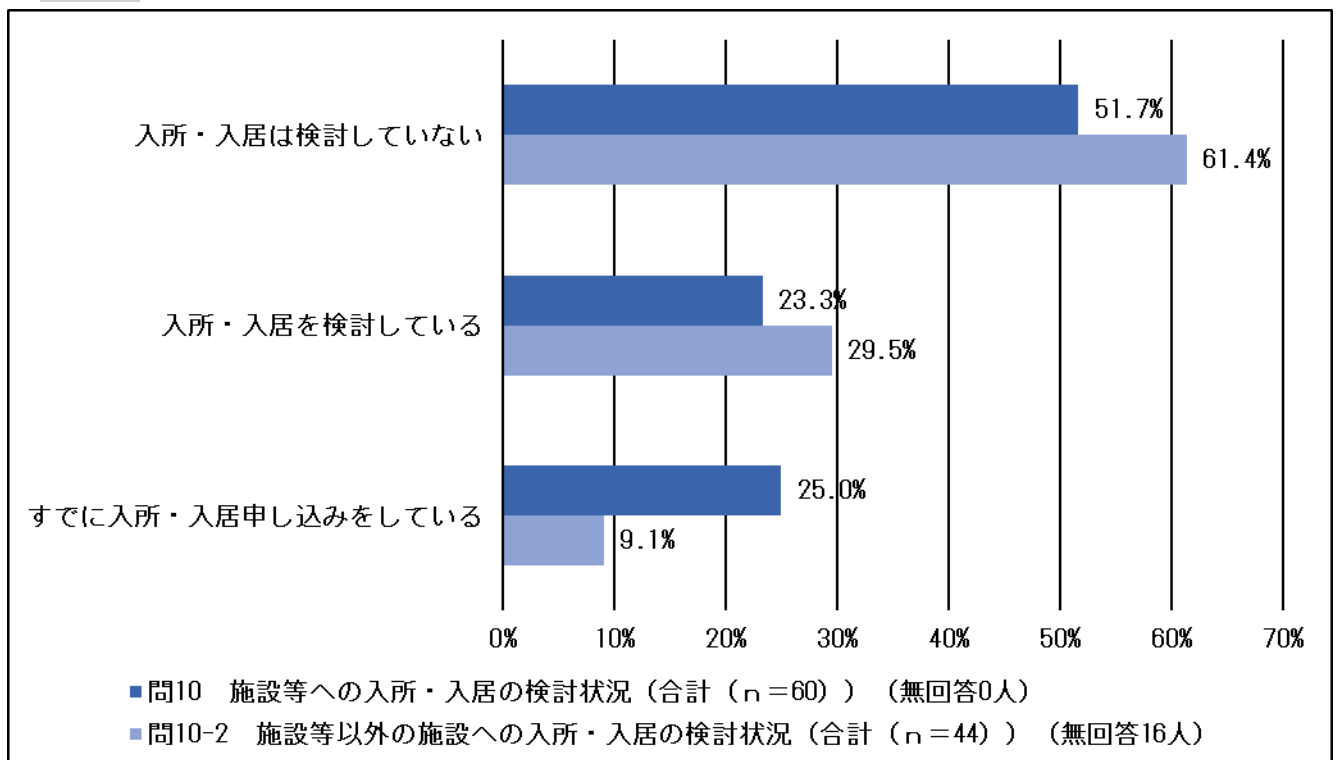
特徴：入所・入居の検討先に施設等(※1)と施設等以外の施設(※2)で差異はない。

※1 施設等とは、特別養護老人ホームと介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム等、グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム等、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

※2 施設等以外の施設とは、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等を指します。

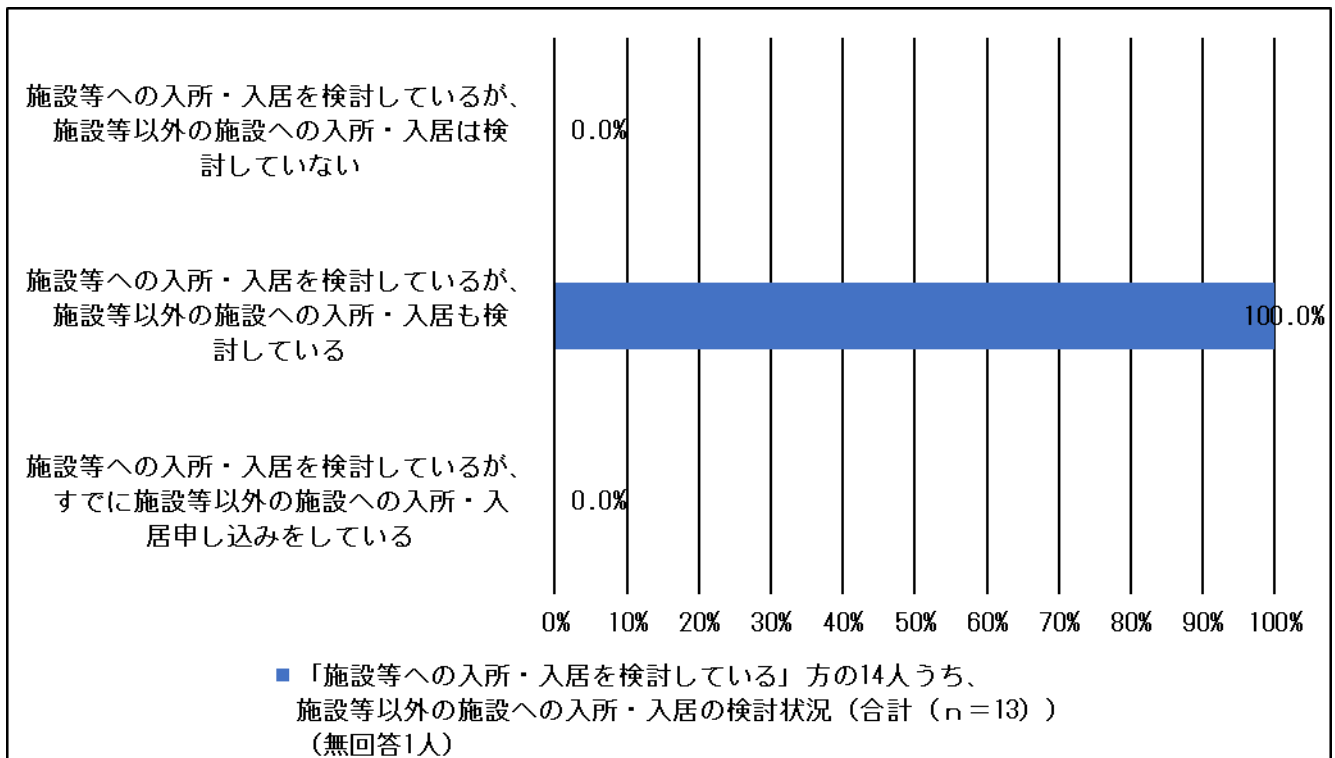
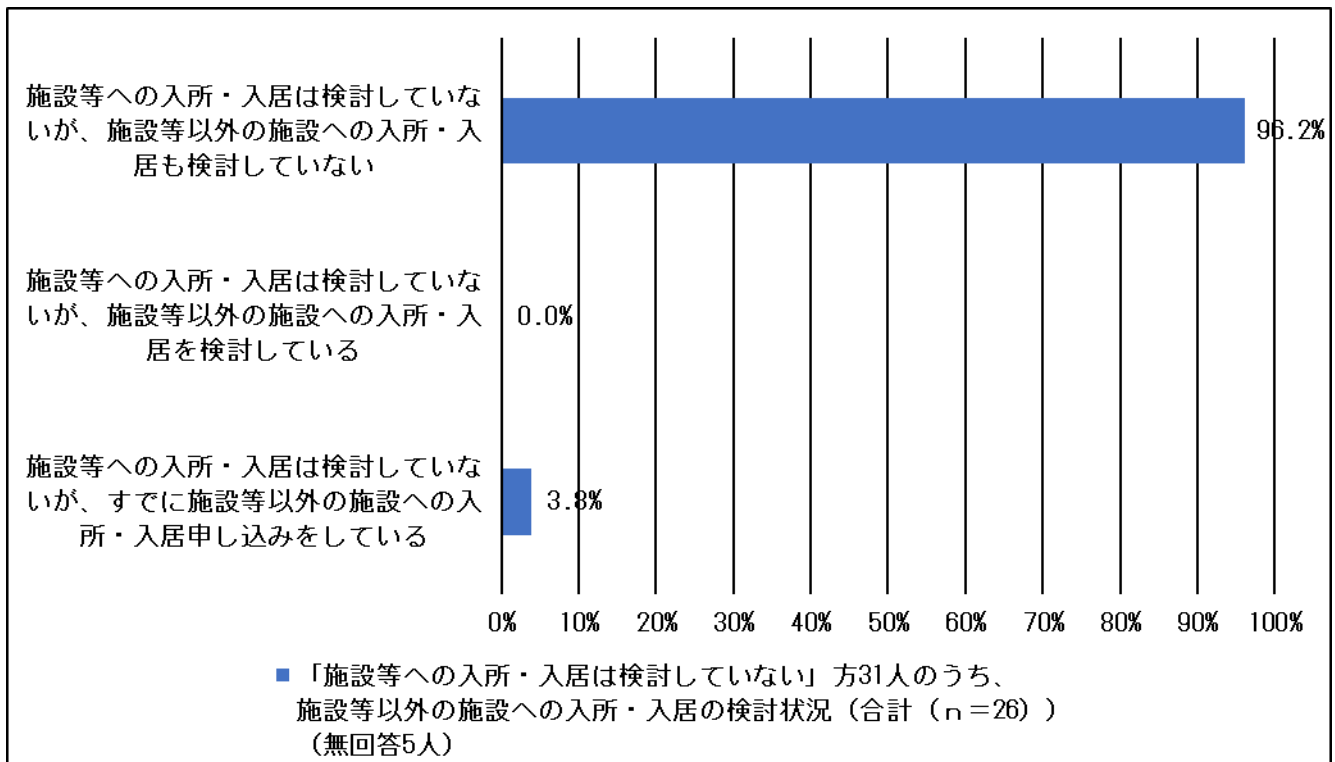
問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください

問10-2 現時点での、施設等以外の施設への入所・入居の検討状況について、ご回答ください



「現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください」については、「入所・入居は検討していない」方が5割以上と多くなっています。

また、「現時点での、施設等以外の施設への入所・入居の検討状況について、ご回答ください」についても、「入所・入居は検討していない」方が6割以上と多くなっています。



「施設等への入所・入居は検討していない」方では、「施設等以外の施設への入所・入居は検討していない」方が9割台後半と多くなっている一方で、「施設等への入所・入居を検討している」方では、「施設等以外の施設への入所・入居を検討している」方が10割となっています。

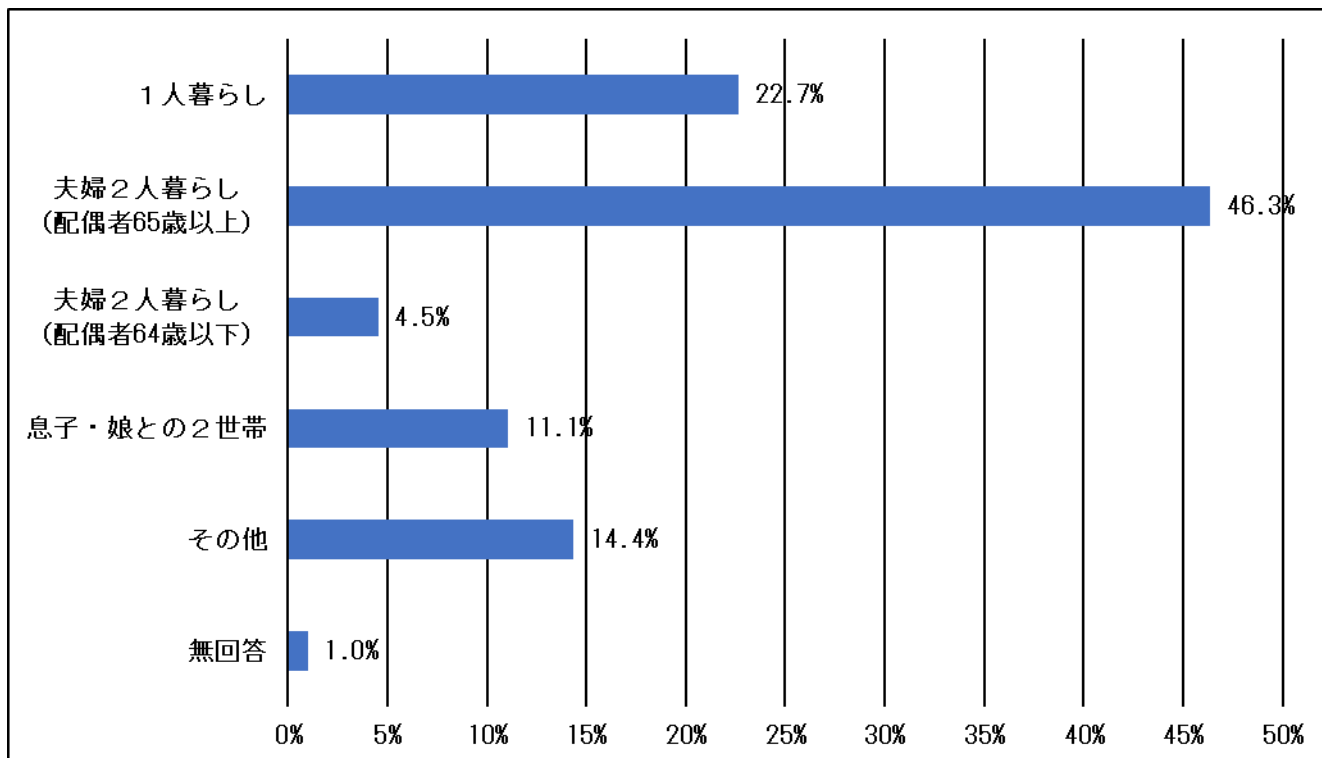
「施設等への入所・入居は検討していない方」は、施設等以外の施設への入所・入居も検討していないのに対し、「施設等への入所・入居を検討している」方は、施設等以外の施設への入所・入居も検討している傾向が読み取れます。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」(有効回収数397票)の結果から見えてきた本町の主な特徴は次のとおりです。

特徴：高齢者のみの世帯が多い。

問1(1) 家族構成をお教えてください

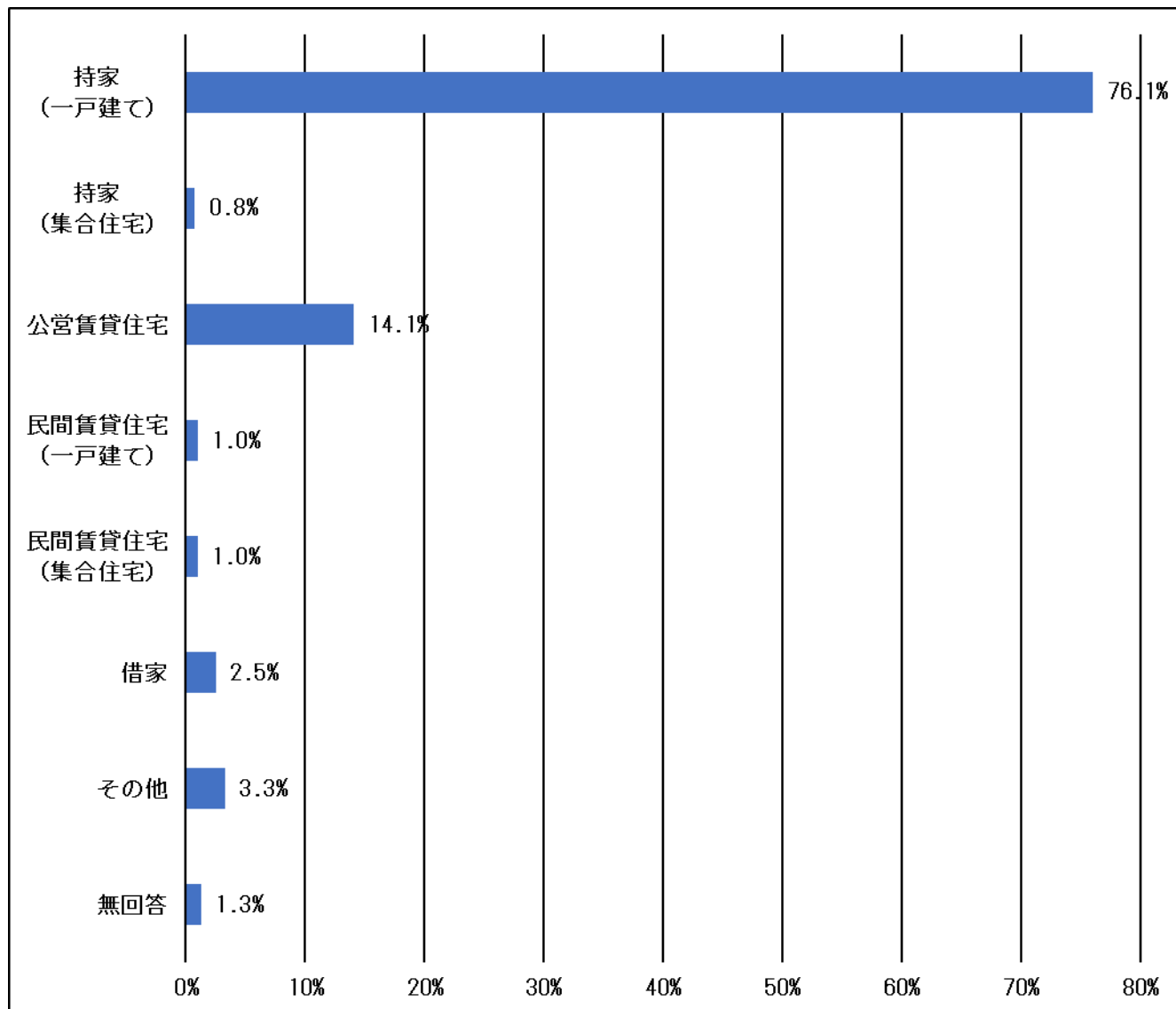


「家族構成をお教えてください」については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が4割台と最も多くなっています。また、これに次ぐのが「1人暮らし」の2割台で、総じて高齢者のみの世帯が多くを占める傾向となっています。

なお、平成29年に実施した前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「1人暮らし」については、本町の20.8%に対し、平成29年12月4日までに地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省において、地域包括ケアシステム(医療と介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制)の構築に向け、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の課題、取り組み等を客観的かつ容易に把握できるような介護・医療関連情報の共有(「見える化」)を目的として運用しているシステム)に掲載された499市区町村の推計平均値(以下「推計平均値」といいます。)は18.70%となっており、本町が推計平均値をやや上回る値となっていました。今回は前回をやや上回る22.7%となりました。また、前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」においては、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」についても、本町の43.5%に対し、推計平均値は37.19%となっており、本町が推計平均値を上回る値となっていました。今回は前回をやや上回る46.3%となりました。

特徴：住居・居住環境は安定的に確保されている傾向がある。

問1(4) お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

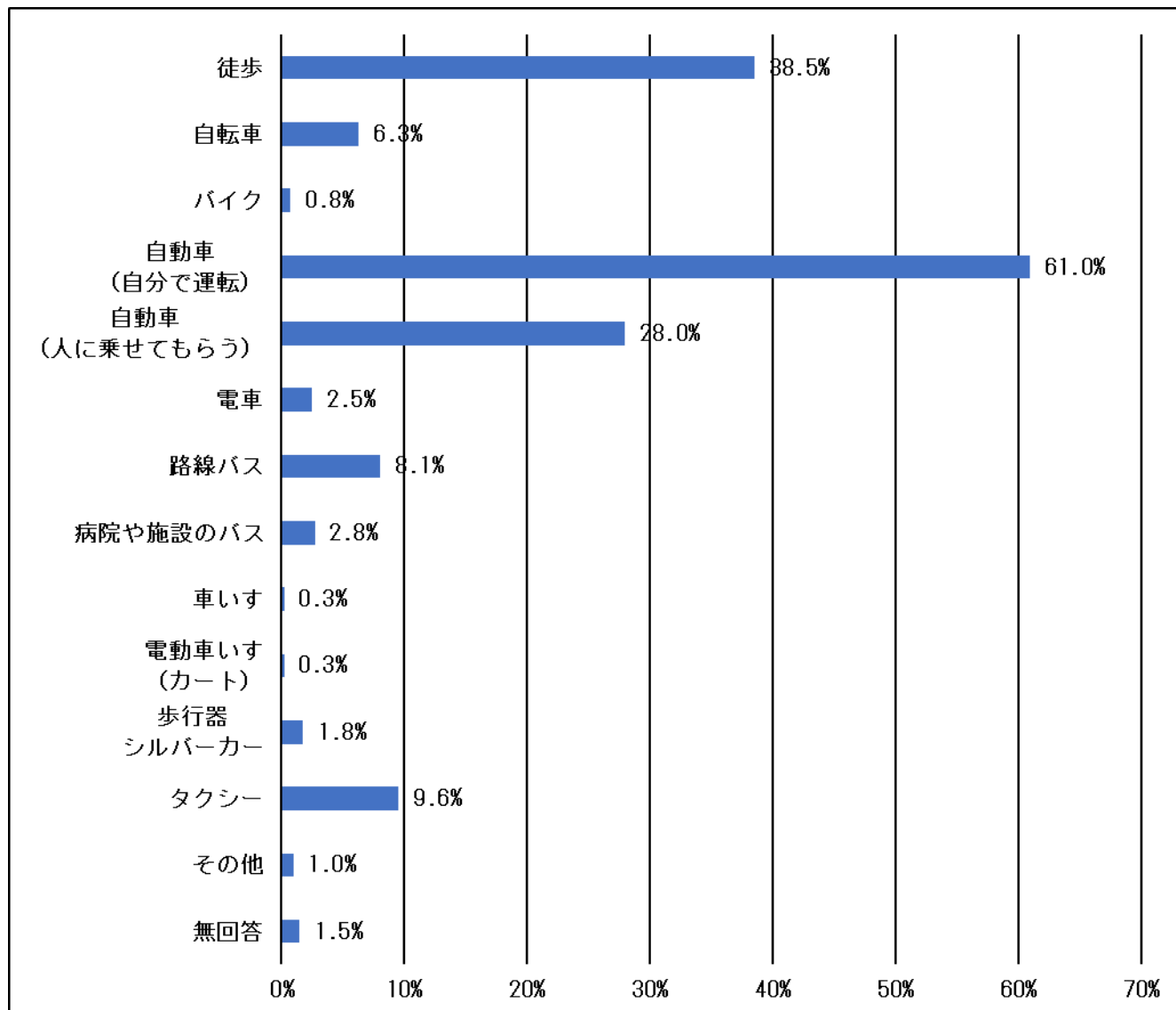


「お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか」については、「持家(一戸建て)」が7割台と多くなっています。これに次ぐのが「公営賃貸住宅」で1割台となっています。

なお、平成29年に実施した前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「持家(一戸建て)」は76.7%だったのに対し、今回は76.1%となっており、前回とほぼ変わらない値となりました。また、前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「公営賃貸住宅」は11.9%だったのに対し、今回は14.1%となっており、今回は前回をやや上回る値となりました。

特徴：自動車と徒歩以外の移動手段は安定的に確保されていない傾向がある。

問2(9) 外出する際の移動手段は何ですか

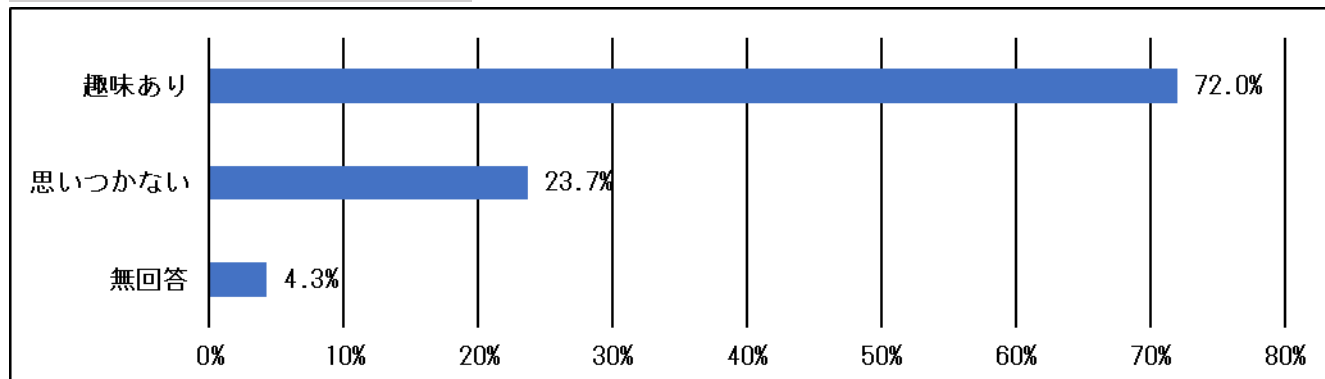


「外出する際の移動手段は何ですか」については、「自動車(自分で運転)」が6割台と多くなっています。これに次ぐのが「徒歩」で3割台となっています。

なお、平成29年に実施した前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「自動車(自分で運転)」は60.1%だったのに対し、今回は61.0%となっており、前回とほぼ変わらない値となりました。また、前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「徒歩」は44.0%だったのに対し、今回は38.5%となっており、今回は前を下回る値となりました。

特徴：趣味や生きがいがある方が多い傾向がある。

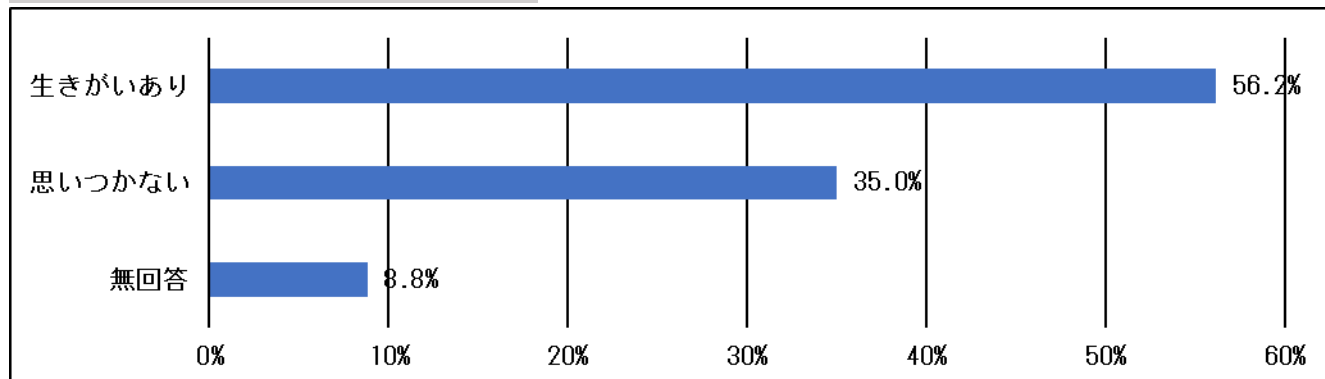
問4 (17) 趣味はありますか



「趣味はありますか」については、「趣味あり」は7割台、「思いつかない」は2割台となっています。

なお、平成29年に実施した前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「趣味あり」は67.9%だったのに対し、今回は72.0%となっており、今回は前回をやや上回る値となりました。また、前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「思いつかない」は23.5%だったのに対し、今回は23.7%となっており、前回とほぼ変わらない値となりました。

問4 (18) 生きがいはありますか

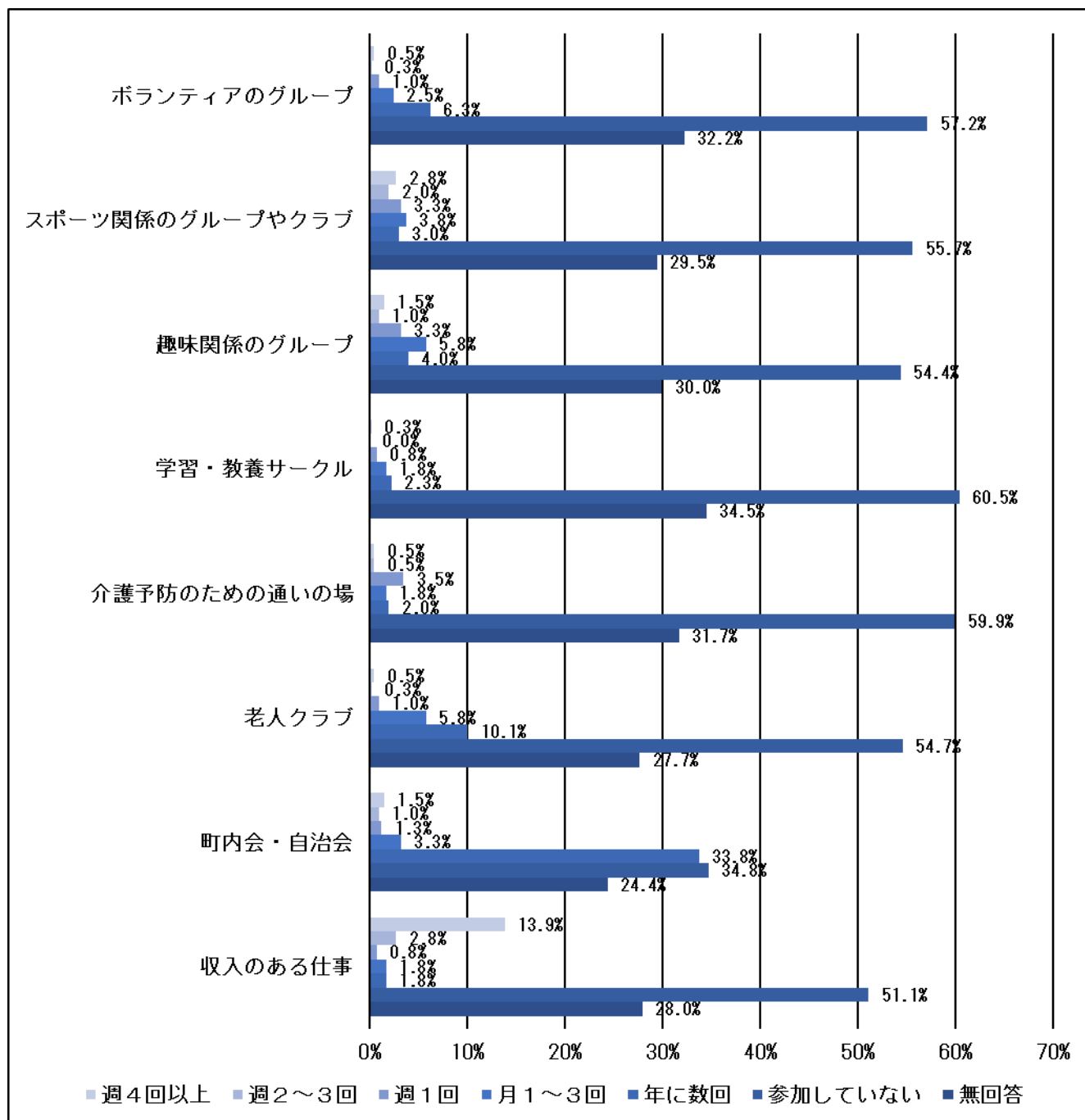


「生きがいはありますか」については、「生きがいあり」は5割台、「思いつかない」は3割台となっています。

なお、平成29年に実施した前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「生きがいあり」は57.6%だったのに対し、今回は56.2%となっており、今回は前回をやや下回る値となりました。また、前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、「思いつかない」は31.3%だったのに対し、今回は35.0%となっており、今回は前回をやや上回る値となりました。

特徴：地域での活動への参加は少ない傾向がある。

問5（1） ボランティアのグループ等にどのくらいの頻度で参加していますか



「ボランティアのグループ等にどのくらいの頻度で参加していますか」については、8項目の全てにおいて、「参加していない」が最も多くなっています。参加している項目で比較的多いのは「町内会・自治会」で、そのほかに比較的参加している方が多い項目としては、「収入のある仕事」と「老人クラブ」が挙げられます。

なお、平成29年に実施した前回の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、参加している項目で比較的多かったのは「町内会・自治会」で、そのほかに比較的参加している方が多かった項目としては、「スポーツ関係のグループ」と「趣味関係のグループ」、「収入のある仕事」が挙げられました。

第3章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の総人口は減少傾向で推移しており、今後もその傾向は継続するものと見込まれるほか、65歳以上の高齢者の人口はピークを迎えているものと考えられ、これもまた今後は減少するものと見込まれます。

平成27年度に団塊の世代全てが高齢者となりましたが、令和7年度には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となります。

近年は高齢者であっても現役世代に引けを取らない元気で活力のある方も少なくありませんし、2020年（令和2年）10月にスポーツ庁が公表した2019年度体力・運動能力調査の結果においては体力テストの結果を点数化した合計点が70代前半の男性と70代女性で過去最高になったとのことであり、高齢者の体力向上が鮮明になったとのことでもあります。年齢が上がるに連れて心身の機能が低下し、何らかの支援や介護を必要とする方もまた少なくありません。

本町においては、現役世代のみならず、高齢者であっても元気で活力のある方々にご理解・ご協力を得ながら地域で支えあう体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる環境を整備できるよう、福祉、医療、介護の連携・一体的な推進を図る必要があります。

また、本町の主な特徴として見えてきた「高齢者のみの世帯が多い」こと、「自動車と徒歩以外の移動手段は安定的に確保されていない傾向がある」こと、「地域での活動への参加は少ない傾向がある」こと等の一方で、「住居・居住環境は安定的に確保されている傾向がある」こと、「趣味や生きがいがある方が多い傾向がある」こと等を踏まえ、高齢者保健福祉事業、併せて介護保険事業を円滑に推進していく必要があります。

本町では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる環境の整備を図り、誰もが健やかにいきいきと安心して暮らせるまち、支えあって暮らすまちを目指し、第5期計画・第6期計画・第7期計画に引き続き、本計画の基本理念を、第5次弟子屈町総合計画の基本構想において設定した4つのまちづくりの基本目標の1つでもある、

～誰もが安心して暮らせるまちづくり～

とします。

2 基本目標

本計画の基本理念とした「誰もが安心して暮らせるまちづくり」は、次の3つを基本目標として推進します。

2-1 健やかにいきいきと暮らせるまち

平成27年度に団塊の世代全てが65歳以上の高齢者となり、令和7年度には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となりますが、近年は高齢者であっても現役世代に引けを取らない元気で活力のある方も少なくなく、2020年（令和2年）10月にスポーツ庁が公表した2019年度体力・運動能力調査の結果においては体力テストの結果を点数化した合計点が70代前半の男性と70代女性で過去最高になったとのことであり、高齢者の体力向上が鮮明になったとのことでもあります。

本町では、その主な特徴として見えてきた「趣味や生きがいがある方が多い傾向がある」こと等の一方で、「地域での活動への参加は少ない傾向がある」こと等を踏まえて高齢者の社会とのつながりを維持するとともに、元気な高齢者が今後もその活力を維持できるように健康づくりを推進し、「健やかにいきいきと暮らせるまち」づくりを進めます。

2-2 安心して暮らせるまち

年齢が上がるに連れて心身の機能が低下し、何らかの支援や介護を必要とする高齢者は少なくありません。

本町では、その主な特徴として見えてきた「在宅の方の過半数は今後も在宅を想定している」こと、「住居・居住環境は安定的に確保されている傾向がある」こと等を踏まえて福祉サービス等と介護サービスを充実し、支援や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、特に高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図り、「安心して暮らせるまち」づくりを進めます。

2-3 支えあって暮らすまち

何らかの支援や介護を必要とする高齢者が少なくない一方で、元気で活力のある高齢者もまた少なくありません。

本町では、その主な特徴として見えてきた「趣味や生きがいがある方が多い傾向がある」こと等の一方で、「高齢者のみの世帯が多い」こと、「自動車と徒歩以外の移動手段は安定的に確保されていない傾向がある」こと等を踏まえて地域包括ケアシステム（医療と介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を深化・推進するとともに、地域支援事業を推進し、現役世代のみならず、元気で活力のある高齢者にご理解・ご協力を得ながら地域で支えあう体制をできるように、特に高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図り、「支えあって暮らすまち」づくりを進めます。

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

1 「健やかにいきいきと暮らせるまち」づくり

1-1 高齢者の社会とのつながりの維持

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくためには、健康であることはもとより、社会とのつながりを維持することも重要です。

人々の価値観が多様化し、高齢者の趣味や生きがいも多様化する中であっても、団体への所属や行事への参加を通して社会とつながり、地域と結びついてもらえるような環境の整備に努めます。

特に、高齢者の社会とのつながりの維持を目的として、老人クラブの活動を支援していきます。

また、老人クラブ連合会を中心として、老人クラブの活動のさらなる活性化を図るとともに、老人クラブ間の交流や老人クラブ会員の拡大も支援していきます。

1-2 健康づくりの推進

健康手帳の交付と健康診査を除く65歳以上の高齢者の健康教育と健康相談、機能訓練、訪問指導は、平成18年度から平成28年度までは地域支援事業の介護予防事業として実施していましたが、平成29年度からは地域支援事業の一般介護予防事業として実施しています。

また、高齢者の健康診査は、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき実施されています。

本町では、保健・福祉・医療等、健康づくりに関わる関係各課と病院・医院等の関係機関が連携し、総合的で一貫性のある住民の健康づくりを進めます。

■事業の位置づけ

事業名	対象者区分	関係事業	根拠法
健康教育	65歳以上	地域支援事業 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業	介護保険法
健康相談		地域支援事業 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援事業	
機能訓練		地域支援事業 一般介護予防事業 地域リハビリテーション活動支援事業	
訪問指導		地域支援事業 一般介護予防事業 介護予防把握事業	
健康診査	40歳以上の生活保護受給者等	基本健康診査及び保健指導	健康増進法
	40歳以上75歳未満の弟子屈町国民健康保険加入者	国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律
	75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の北海道後期高齢者医療加入者	後期高齢者健康診査	

(1) 健康手帳の交付

健康手帳は特定健康診査や特定保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的としています。

健康診断を主体に活用していますが、その活用の仕方は個人差が大きく、有効な活用になっていない面があり、自分の健康に関心を持ってもらう意図からすると、その有効活用を推し進める必要があります。

健康手帳については紛失や使い勝手を考慮したものに変え、利用しやすくしましたが、今後も継続して長く活用してもらえるように努めます。

(2) 健康診査の実施

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の方には加入している健康保険の保険者の責任において特定健康診査や特定保健指導が実施されており、本町でも国民健康保険の保険者としての責任において実施しています。

また、75歳以上の後期高齢者と一定の障がいがある65歳以上の北海道後期高齢者医療加入者には、北海道後期高齢者医療広域連合からの受託により、本町で健康診査を実施しています。

本町では、国民健康保険特定健康診査の受診率の引き上げのために未受診者対策を平成23年度から実施しています。

受診率は、この健康診査の実施を本町が開始した平成20年度には20.4%であったものが、令和元年度には38.3%となり、一定程度の成果は見られるものの、国の目標値60%までには厳しい状況にあります。

世代別受診率では、65歳以上は45.1%であるものの、40～64歳は28.7%と低く、生活習慣病の早期発見には結びついていません。

そのため、国民健康保険加入者の30歳代健診を本町の独自事業として実施し、若年層の受診率引き上げ対策を行っています。

特定健診の結果データは、地域の健康課題を計る指標となるため、今後も受診を積極的に勧めていきます。

また、かかりつけ医からの受診者についての情報提供、職域健診等により、本人の健康状態を確認し、重症化予防を支援していきます。

2 「安心して暮らせるまち」づくり

2-1 福祉サービス等の充実

(1) 福祉サービスの充実

1) 在宅高齢者等軽度生活援助事業の実施

要介護（要支援）認定を申請し、自立との審査・判定を受けた65歳以上の高齢者で、1人暮らしの高齢者や身体障がい者の家庭にホームヘルパーを派遣し、軽易な日常生活の援助を行うことで在宅福祉の増進を図っています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しており、名称も在宅老人等軽度生活援助事業から改称されています。

2) 生活管理指導短期宿泊事業の実施

社会適応が困難な高齢者を短期間宿泊させ、その日常生活の指導、支援を行うとともに、体調の調整を図ることにより、要介護（要支援）状態への進行を予防し、在宅の高齢者とその家族の福祉の向上を図っています。

3) 在宅老人等生きがい活動支援通所事業の実施

家に閉じこもりがちな方で、おおむね65歳以上の1人暮らしか夫婦のみの世帯の方にデイサービスセンターでの日常生活訓練、趣味活動等を提供することで要介護（要支援）状態への進行を予防し、健康保持と福祉の増進を図っています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しています。

4) 在宅老人等生活管理指導員派遣事業の実施

要介護（要支援）認定を申請し、自立との審査・判定を受けた在宅で生活するおおむね65歳以上の社会適応能力が脆弱な方の元に必要な人材を派遣し、在宅福祉の増進を図っています。

5) ホームヘルプサービス事業の実施

日常生活の営みに支障のある高齢者等がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要な家事、介護等を提供することで高齢者等の生活の安定と福祉の増進を図っています。

6) 高齢者世帯等除雪援助事業の実施

おおむね65歳以上の1人暮らしか夫婦のみの世帯、1人暮らしの重度身体障がい者か身体障がい者の夫婦のみの世帯で、除雪作業が困難な世帯の日常生活通路を確保するための除雪を実施しています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しており、名称も老人世帯等除雪援助事業から改称されています。

7) 在宅高齢者等給食サービス事業の実施

対象となる方に定期的に食事を届け、食生活の改善や安否の確認、潜在する福祉サービスのニーズの把握等を行うとともに、在宅福祉の向上を図っています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しており、名称も在宅老人等給食サービス事業から改称されています。

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

8) 在宅高齢者等入浴サービス事業の実施

家庭での入浴が困難な寝たきりの高齢者等に特別養護老人ホームでの入浴を提供することで、対象となる方の健康保持を図っています。

入浴は週1回を基準とし、無料で実施しています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しており、名称も在宅寝たきり老人等入浴サービス事業から改称されています。

9) ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業の実施

70歳以上の1人暮らしの高齢者の元を訪問してヤクルトを届け、安否確認を実施しています。

安否確認のための訪問は週2回を基準としています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しており、名称もひとり暮らし老人訪問サービス事業から改称されています。

10) 在宅福祉機器貸与事業の実施

65歳以上の寝たきりの高齢者か福祉機器の使用が必要と認められる身体障がい者で、前年分の所得税が非課税の世帯の方に特殊寝台、車椅子等を無償で貸付し、日常生活の便宜を図っています。

11) 在宅福祉移送サービス事業の実施

高齢者等にリフト付き車輛等を利用した移送サービスを提供し、外出の手段を確保することで在宅福祉の向上を図っています。

町内の移送と町外の移送のいずれも利用が増加傾向にあり、所要経費も増加しています。

なお、平成27年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会が実施しており、名称も在宅福祉移送サービス事業（外出支援サービス）から改称されています。

12) 緊急通報システム事業の実施

おおむね65歳以上の1人暮らしの方や病弱な方の世帯に緊急通報システムを設置することで急病・災害等の突発的な事態が発生した場合の迅速かつ正確な救助体制を構築し、生活不安の解消と人命の安全確保を図っています。

13) 在宅要介護者等家族介護用品支給事業の実施

本町では、平成29年度に任意事業での介護者家族用品の支給を終了するとともに、平成30年度から福祉サービスでの在宅要介護者等家族介護用品の支給を開始しました。

65歳以上で在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対し、介護に必要な紙おむつ等の購入に要する経費の一部を補助し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図っています。

14) 家族介護慰労金支給事業の実施

介護サービスを利用せずに要介護4・5認定者を在宅で介護する町民税が非課税の世帯の方を慰労するために家族慰労金を支給し、その精神的・経済的な負担の軽減を図っています。

15) 福祉灯油等購入助成事業の実施

70歳以上の高齢者で構成される町民税が非課税の世帯に冬期間の暖房費等の一部を助成し、その負担の軽減を図っています。

なお、これまでの助成券の交付による給付は廃止し、現金の給付とすることでその利便性も図っています。

(2) 高齢者に配慮した住まい等の確保

1) 養護老人ホーム

現在、本町が町内に1施設を設置しています。

利用定員は70人ですが、そのうち40人は特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所としての利用定員でもあります。

平成27年4月の施設の老朽化による移転改築で居室が全室個室化され、生活環境の質の向上が図られました。

現時点において増設や増員する予定はありませんが、今後も本町における高齢者の住まいの確保のために重点的に取り組む施策として、その維持を図ります。

2) 軽費老人ホーム(ケアハウス)・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

現在、町内には設置されていないほか、現時点において設置される予定もありません。

3) 老人福祉センター

現在、本町が町内に1施設を設置しています。

現時点において増設する予定はありませんが、今後も本町における住民の社会老人福祉の増進のために重点的に取り組む施策として、その維持を図ります。

4) 在宅介護支援センター

現在、町内には設置されていないほか、現時点において設置される予定もありません。

5) 有料老人ホーム

現在、民間事業所によって町内に2施設が設置されています。

定員は2施設合わせて58人ですが、2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることから、令和3年度以降は定員58人のうち29人は特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所としての利用定員でもあることになる予定です。

現時点において施設数や利用定員が増減される予定はありませんが、民間事業者によって増設される可能性はあります。

6) サービス付き高齢者向け住宅

現在、町内には設置されていないほか、現時点において設置される予定もありませんが、民間事業者によって設置される可能性はあります。

2-2 介護サービスの充実

本町では、要介護状態になることを予防するほか、要介護状態・要支援状態の重度化を抑止するために、第7期計画期間においては早い段階での軽度認定と介護サービスの利用の促進を重点施策として推進しましたが、本計画期間においてもこれを推進し、地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業の利用の促進と地域介護予防活動支援事業のさらなる充実と併せ、その成果としての要支援認定者が認定者に占める割合（第1号被保険者のみ）の28%前後での推移を見込みます。

特に、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、第7期計画期間においては通所サービスの利用の促進を重点施策として推進しましたが、本計画期間においてもこれを重点施策として推進し、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうちの1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての通所サービス利用者数の維持を見込みます。

また、「在宅介護実態調査」の結果から本町の主な特徴として見えてきた「在宅の方の過半数は今後も在宅を想定している」ことも踏まえて在宅サービスの充実を図ります。

特に、在宅生活の維持に有効な環境整備である福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）と住宅改修費（介護予防住宅改修費）の利用の促進を図ります。

一方で、「在宅介護実態調査」の結果から本町の主な特徴として見えてきた「入所・入居の検討先に施設等（介護サービスの利用を前提とした施設である特別養護老人ホーム、グループホーム等）と施設等以外の施設（介護サービスの利用を前提としない施設である特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等）で差異はない」こと、町内に所在するそれらの施設の利用定員275人（令和2年4月1日現在）が本町の要介護3から要介護5までの重度の要介護認定者数218人（令和2年3月末現在）を上回ること、本計画作成のための地域分析で本町の施設サービス受給率4.3%が北海道平均2.8%や全国平均2.9%を上回るとともに、本町の居住系サービス受給率2.8%も北海道平均1.7%や全国平均1.3%（いずれも令和2年1月月時点）を上回ることから、町内に所在する施設と居住系は一定の充足に至っているものと判断し、第6期計画期間まで本町が重点的に行ってきた特別養護老人ホーム等の施設サービスに係る整備やグループホーム等の居住サービスに係る許認可は、第7期計画期間中と同様に本計画期間中も現状の維持に重点を置き、新たな整備や許認可は見込みません。

（１） 居宅（介護予防）サービスの充実

在宅サービスのうち、要支援認定者に提供する介護予防サービスについては、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、生活機能の低下を防ぎ、要支援状態の軽減・悪化防止に効果が期待できるよう、充実を図ります。

また、在宅サービスのうち、要介護認定者に提供する居宅サービスについては、現在、需要と供給のバランスは取れていますが、介護が必要になっても安心して在宅での生活を継続できるよう、その維持を図ります。

なお、居住系サービスについては一定の充足に至っていますが、今後も本町における介護サービスの要として、その維持を図ります。

（２） 地域密着型（介護予防）サービスの充実

要介護認定者である認知症高齢者に認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、第2期計画期間と第4期計画期間、第6期計画期間にそれぞれ1ユニットのグループホームが整備され、現在グループホームは3ユニットとなっています。

第6期計画期間においては、要支援認定者である認知症高齢者への介護予防認知症対応型共同生活介護も提供できる余地が生じ、居住系サービスについては一定の充足に至っていますが、今後も本町における介護サービスの要として、その維持を図ります。

なお、1人暮らしの高齢者は増加傾向にあり、在宅の要介護（要支援）認定者の日常生活を維持していくには介護や支援のみならず、起床、食事、排せつ、清潔保持、就寝時の支援、医学的管理を必要とする場合は看護の提供等を包括的かつ継続的に提供していくことが必要となり、これらを提供するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供が求められているところですが、本町では現時点において、これらの介護サービスを町内で提供できる介護サービス事業者の参入が見込まれません。

（３） 施設サービスの充実

在宅で生活を続けることが困難になった要介護認定者に施設サービスを提供できるよう、町内に介護老人福祉施設が1施設、介護療養型医療施設も1施設が設置されており、利用定員は2施設合わせて120人です。

平成27年4月の施設の老朽化による移転改築で介護老人福祉施設の居室が全室ユニット型個室化され、生活環境の質の向上が図られましたほか、利用定員も80人から100人へと20人増えました。

施設サービスについては、現在、需要と供給のバランスは取れており、一定の充足に至っていますが、今後も本町における介護サービスの要として、その維持を図ります。

3 「支えあって暮らすまち」づくり

3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となる令和7年までに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム（医療と介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を深化・推進していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

(1) 地域包括支援センターの体制の充実

地域包括支援センターでは、保健師、主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）等の各職種がその専門性を活かしながら、高齢者のニーズを把握するとともに、その相談を受け止め、介護サービスだけでなく、医療、福祉、ボランティア活動等、高齢者にとって必要な支援につなげることに今後も努めていきます。

(2) 地域ケアネットワークの構築

地域包括支援センターの機能強化を図り、これを拠点として保健・医療・福祉の専門機関や地域住民との連携により、地域の多様なケア機関との必要な情報の共有化を進め、介護や支援を必要とする高齢者に生活全般の包括的で継続的な支援を行うとともに、地域ケア会議等を活用し、地域ケアネットワークの構築を図ります。

(3) 住民による安全・安心対策活動への支援

災害等の緊急時に頼りになるのは地域とのつながりです。

交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に1人暮らしや障がいを持つ高齢者が安全に、かつ安心して生活できる環境をつくるためには、関係機関の効果的な連携とともに地域とのつながりによるその協力が不可欠です。

本町では、緊急時の対応や支援のための要援護者台帳を整備していますが、要援護者台帳への登録を希望する方は少なく、地域との連携が進んでいないのが実情です。

1人暮らしや障がいを持つ高齢者が、緊急時でも安全に安心して生活できるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会を始めとした関係機関との連携を進めながら要援護者台帳の登録者の増加を図るとともに、地域との連携も推し進めます。

3-2 地域支援事業の推進

被保険者が要介護状態や要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制と多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

具体的には、介護予防・日常生活支援総合事業において介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施するとともに、包括的支援事業と任意事業を実施します。

なお、本町では、要支援状態や介護予防・生活支援サービス事業対象状態の重度化を抑止するために、第7期計画期間においては介護予防・生活支援サービス事業の利用の促進を重点施策として推進しましたが、本計画期間においてもこれを推進するのに加え、要介護状態や要支援状態になることを予防するために、地域介護予防活動支援事業のさらなる充実も図り、介護サービスにおける早い段階での軽度認定と介護サービスの利用の促進と併せ、その成果としての要支援認定者が認定者に占める割合（第1号被保険者のみ）の28%前後での推移を見込みます。

特に、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、第7期計画期間においては通所サービスの利用の促進を重点施策として推進しましたが、本計画期間においてもこれを重点施策として推進するのに加え、地域介護予防活動を支援するサポーター等の活動人数や活動場所、活動等回数の維持を最重点施策として図り、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうちの1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての通所サービス利用者数の維持を見込むのに加え、地域介護予防活動への参加人数の維持も見込みます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に要支援状態や介護予防・生活支援サービス事業対象状態の軽減・悪化防止や地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とするほか、地域の支えあいの体制づくりを推進することを目的として実施します。

なお、令和3年度からは、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス（移動支援）、通所型サービス（住民主体による支援）等に限られます。）の提供を受けていた要支援認定者や介護予防・生活支援サービス事業対象者が要介護認定者になった場合でも継続的にその提供を受けることができるようになる予定ですが、本町では第8期計画期間においては介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービス以外の介護予防・生活支援サービス事業の提供を見込んでいません。

1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護保険制度の改正により、本町では平成29年度中に介護サービスでの介護予防訪問介護と介護予防通所介護の提供を終了するとともに、介護予防・生活支援サービス事業での介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスの提供を開始しました。

また、平成30年度からは、介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスの費用負担を見直し、不公平感の無いように改めました。

今後は、高齢者一人ひとりの活動が広がり、生きがいのある日常生活を営むことができるよう、プログラムの充実を図りますが、特に、本町の主な特徴として見えてきた「自動車と徒歩以外の移動手段は安定的に確保されていない傾向がある」ことを踏まえ、第9期計画期間においては介護予防・生活支援サービス事業での訪問型サービス（移動支援）の提供を開始できるよう、第8期計画期間において検討、調整等を進めます。

なお、本町では、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、第7期計画期間に引き続き、本計画期間においても通所サービスの利用の促進を重点施策として推進し、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての通所サービス利用者数の維持を見込みました。

■介護予防・生活支援サービス事業の実績と推計

●1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防訪問介護相当サービス（人）	32	32	33	33	33	33	34
介護予防通所介護相当サービス（人）	26	31	30	31	31	31	32

●事業費の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防訪問介護相当サービス（千円）	7,094	7,209	7,308	7,350	7,417	7,478	7,576
介護予防通所介護相当サービス（千円）	6,883	7,212	7,357	7,399	7,466	7,528	7,626

2) 介護予防ケアマネジメントの充実

介護予防・生活支援サービス事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみの提供を受ける要支援認定者には、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行います。

しかし、要支援と要介護を行ったり来たりするケースでは、その度に担当するケアマネジャー（介護支援専門員）が変更になるという課題があるほか、要支援認定者と要介護認定者がいる家庭では、担当するケアマネジャーが複数となるケースも生じます。

そのようなケースでは、同じケアマネジャーが担当できるように調整・配慮していくとともに、要介護（要支援）認定者の居宅サービス計画や介護予防サービス計画の作成、介護予防ケアマネジメントを別のケアマネジャーに引き継ぐ場合には、これまで担当していたケアマネジャーとこれから担当するケアマネジャーの間で十分な連携が図られるよう、情報共有、連携等に努めていきます。

なお、令和3年度からは、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス（移動支援）、通所型サービス（住民主体による支援）等に限られます。）のみの提供を受ける要介護認定者にも介護予防ケアマネジメントを行うことになる予定ですが、本町では第8期計画期間においては介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービス以外の介護予防・生活支援サービス事業の提供を見込んでいないことから、要介護認定者にも介護予防ケアマネジメントを行うことも見込んでいません。

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

■介護予防ケアマネジメントの実績と推計

●介護予防・生活支援サービス事業対象者の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
高齢者人口（各年度9月末現在）（人）（A）	2,809	2,820	2,804	2,784	2,762	2,743	2,701
基本チェックリスト実施者数（人）（B）	36	47	60	60	60	60	60
基本チェックリストの実施によって 介護予防・生活支援サービス事業対象者 となりえた、又はなりえる人数 （人）（C）	7	21	28	28	28	28	28
基本チェックリスト実施者数における 基本チェックリストの実施によって 介護予防・生活支援サービス事業対象者 となりえた、又はなりえる人数の割合 （%）（C/B）	19.4	44.7	46.7	46.7	46.7	46.7	46.7
高齢者人口における 基本チェックリストの実施によって 介護予防・生活支援サービス事業対象者 となりえた、又はなりえる人数の割合 （%）（C/A）	0.2	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

●1月あたりの利用者数の実績と推計

実績		推計				
平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
41人	38人	42人	41人	42人	42人	43人

●事業費の実績と推計

実績		推計				
平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
1,959千円	1,957千円	2,063千円	2,076千円	2,095千円	2,113千円	2,141千円

(2) 一般介護予防事業の実施

65歳以上の高齢者に、地域における健康相談、健康教育、訪問活動等を通し、介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行います。

また、冬期間に閉じこもりとなりやすい地域特性から、介護予防サークル・転倒予防教室の継続支援やいきいき百歳体操の立ち上げ支援を行うとともに、その後の活動を継続して支援するサポーターやボランティアを育成し、高齢者の持つ力を引き出しながら介護予防を進めていきます。

1) 介護予防把握事業の充実

80歳以上の高齢者の情報を訪問、電話等で把握するほか、地域からの情報を集約・活用して閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方々を把握し、介護予防につなげます。

■介護予防把握事業の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
対象者数（人）	814	890	926	910	928	945	979
状況確認者数（人）	708	827	833	819	835	850	881
状況未確認者数（人）	106	63	93	91	93	95	98

資料：実績：保健事業・地域支援事業

2) 介護予防普及啓発事業の充実

65歳以上の高齢者に、地域における健康相談、健康教育、訪問活動等を通し、介護予防に関する知識や情報の提供、啓発活動を行うほか、冬期間に閉じこもりとなりやすい地域特性から、介護予防サークル・転倒予防教室の継続支援やいきいき百歳体操の立ち上げ支援を行い、介護予防の基礎とします。

■介護予防普及啓発事業の実績と推計

●健康講話・地区懇談会等の実施の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
回数（回）	11	7	0	8	8	8	8
延べ受講者数（人）	244	77	0	80	80	80	80

●介護予防サークル・転倒予防教室継続のための支援の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
団体数（団体）	30	28	28	29	30	31	31

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

●いきいき百歳体操の立ち上げ支援の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
立ち上げ支援団体数（団体）	3	1	0	1	1	1	0
延べ立ち上げ支援回数（回）	13	2	0	4	4	4	0
巡回支援団体数（団体）	8	17	3	18	19	20	20
延べ巡回支援回数（回）	22	33	5	40	42	44	44
延べ百歳体操用バンド自費購入者数（人）	22	9	10	10	5	5	2

資料：実績：保健事業・地域支援事業

3) 地域介護予防活動支援事業の充実

介護予防普及啓発事業で継続支援や立ち上げ支援を行う介護予防サークル・転倒予防教室やいきいき百歳体操の活動を継続して支援するサポーターやボランティアを育成し、その方々への情報提供や広報活動を行うとともに、その方々が地域で活用しやすいような環境の整備等の支援を行い、高齢者の持つ力を引き出しながら介護予防を進めていきます。

なお、本町では、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、地域介護予防活動を支援するサポーター等の活動人数や活動場所、活動等回数の維持を最重点施策として図り、その成果としての地域介護予防活動への参加人数の維持を見込み、サポーター等の活動人数や活動場所、活動回数、開催回数、参加人数を推計しました。

■地域介護予防活動支援事業の実績と推計

●ふまねっとサポーター一・九・三の活動の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
延べサポーター活動人数（人）	657	539	628	628	628	628	628
サポーター活動場所（か所）	15	16	16	17	18	19	19
サポーター活動回数（回）	274	253	234	256	256	256	256
延べ参加人数（人）	3,110	2,405	2,007	2,831	2,831	2,831	2,831

●バルーンが摩周の活動の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
延べサポーター活動人数（人）	251	272	229	247	247	247	247
サポーター活動場所（か所）	12	11	11	12	12	13	13
サポーター活動回数（回）	86	95	71	85	85	85	85
延べ参加人数（人）	1,050	971	530	963	963	963	963

●脳トレ摩周の活動の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
延べサポーター活動人数（人）	94	66	76	92	92	92	92
サポーター活動場所（か所）	13	8	8	8	8	8	8
サポーター活動回数（回）	33	21	17	29	29	29	29
延べ参加人数（人）	474	246	93	467	467	467	467

●弟子屈町介護者と共に歩む会（菜の花会）の活動の実績と推計

・菜の花みにデイの開催の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
延べボランティア活動人数（人）	140	230	223	223	223	223	223
開催回数（回）	11	11	12	12	12	12	12
延べ参加人数（人）	201	289	292	292	292	292	292

・介護者懇談会の開催の実績と推計

（平成30年度はお茶会サロンの開催の実績）

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
延べボランティア活動人数（人）	43	7	9	9	9	9	9
開催回数（回）	10	1	3	3	3	3	3
延べ参加人数（人）	102	5	21	22	23	24	24

資料：実績：保健事業・地域支援事業

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

4) 一般介護予防事業評価事業の充実

いきいき百歳体操を行っている方々の体力測定等を通じて要介護（要支援）認定への影響等を検証し、介護予防を評価します。

また、令和5年度には、一般介護予防事業の現状把握と将来展望の基礎的な資料・情報の収集を目的として、支援・介護を受けていない方や要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施します。

■一般介護予防事業評価事業の実績と推計

●一般介護予防事業への参加者数が高齢者人口（各年度3月末現在）に占める割合の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
17.3%	11.4%	8.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%

●百歳体操事業成果分析の実績と推計

（令和元年度までは有意差の有無・令和3年度からは効果の有無）

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
握力	なし	なし	未実施	あり	あり	あり	あり
Timed Up and Go	あり	なし	未実施	あり	あり	あり	あり
片足立ち	なし	なし	未実施	あり	あり	あり	あり
30秒椅子立ち上がり	あり	あり	未実施	あり	あり	あり	あり
10m早歩き	あり	なし	未実施	あり	あり	あり	あり

資料：実績：保健事業・地域支援事業

●要介護（要支援）認定者の実績と推計（第1号被保険者のみ）

	実績			推計			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総数（人）	554	567	568	575	587	595	611
要支援1	49	51	41	41	41	42	44
要支援2	108	105	118	120	121	121	124
要介護1	94	83	76	76	78	79	81
要介護2	91	101	109	110	113	114	115
要介護3	64	68	80	81	84	85	88
要介護4	85	92	84	86	88	90	94
要介護5	63	67	60	61	62	64	65
要支援認定者が認定者に占める割合（%）	28.3	27.5	28.0	28.0	27.6	27.4	27.5

資料：実績：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

5) 地域リハビリテーション活動支援事業の充実

地域における介護予防の取り組み強化の一環として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が個人の介護予防の取り組みのみならず、介護サービス事業者等の介護予防の取り組みにも関与するリハビリテーション活動の支援を行い、介護予防を進めます。

■地域リハビリテーション活動支援事業の実績と推計

●同行訪問の実施の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
個別訪問（件）	6	3	3	6	8	10	10
集団訪問（件）	1	0	0	3	5	7	7

●集団指導の実施の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
実施回数（回）	5	5	3	9	13	17	17
延べ参加人数（人）	67	84	3	51	83	115	115

資料：実績：保健事業・地域支援事業

(3) 包括的支援事業と任意事業の実施

高齢者が住みなれた地域での安心した生活を継続できるよう、地域包括支援センターにおいて介護予防に関する情報の提供や相談支援、高齢者への虐待の防止・早期発見等の権利擁護、介護サービスと福祉サービス等との調整、支援困難事例に関するケアマネジャー（介護支援専門員）への助言、ケアマネジャーのネットワークづくり等を推進します。

1) 総合相談支援事業の充実

高齢者である本人やその家族のみならず、関係機関や地域住民からさまざまな相談を受け、問題解決に向けて必要な情報提供や関係機関の紹介を行う地域包括支援センターの利用促進を図るため、情報の周知や民生・児童委員への働きかけ等を行っていきます。

また、必要に応じて地域包括支援センターの職員が継続的な見守りや支援を行い、適切な介護サービスの利用等につなげることができるよう、関係機関等との連携に努めます。

■総合相談支援事業の実績と推計

●総合相談件数の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
198件	233件	500件	500件	500件	500件	500件

資料：実績：保健事業・地域支援事業

2) 権利擁護事業の充実

消費者被害や高齢者虐待防止、困難事例への対応により、高齢者の権利擁護に必要な支援を行います。

また、必要に応じて課題解決のための地域ケア会議を開催し、多職種と連携・協働して対応します。

■権利擁護事業の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
日常生活自立支援相談（件）	2	2	3	3	3	3	3
市町村長による成年後見相談（件）	5	3	3	3	3	3	3
高齢者虐待相談（件）	1	3	1	2	2	2	2
啓蒙・普及相談		2	2	2	2	2	2
合計（件）	8	10	9	10	10	10	10

資料：実績：保健事業・地域支援事業

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）、主治医、地域の関係機関との連携等、地域における多職種との連携・協働を促進し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的な支援をしていきます。

そのために、毎月1回、地域のケアマネジャーの情報交換等の場としてケアマネの会を開催するとともに、介護サービス事業者等も含めた情報交換会も開催しているほか、随時、ケアマネジャーと介護サービス事業者等による担当者会議も開催しています。

今後もケアマネの会、情報交換会等の開催を継続していきます。

また、課題となっている徘徊高齢者への対応については、SOSネットワーク推進会議の中で協議していきます。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実績と推計

●情報交換会の開催の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
12回	12回	4回	6回	6回	6回	6回

●日常的個別指導・相談件数の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
5件	14件	14件	15件	16件	17件	17件

●ケアマネの会の開催の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
12回	12回	6回	6回	6回	6回	6回

●研修会の開催の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
1回	2回	1回	1回	1回	1回	1回

●勉強会の開催の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
0回	0回	3回	6回	6回	6回	6回

資料：実績：保健事業・地域支援事業

4) 地域ケア会議推進事業の充実

地域包括ケア実現のため、地域の実情に沿ってその資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すために、地域ケア会議を設置しています。

この会議は、多職種で話し合い、問題の解決にあたる組織で、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために整備したものであり、個別ケースの支援内容の検討を行うばかりでなく、ケアマネジャー（介護支援専門員）による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域ケアネットワークの構築、地域課題の把握を目的として設置しています。

また、個別ケースへの支援を積み重ねることにより、共通する課題や要因を見出すことができ、その結果として地域に不足している社会資源の開発、地域課題の解決のために必要な人材の育成、新たな仕組みづくりに向けた政策形成等につなげていくこともできます。

今後も個別ケースへの支援を基本として、多職種の連携・協働による地域ケアネットワークの構築を推進します。

■地域ケア会議推進事業の実績と推計

●地域ケア会議の開催の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
個別課題の検討・情報共有・支援策の検討（件）	2	2	3	3	3	3	3
地域課題の把握・共有・支援策の検討（件）	0	2	6	6	6	6	6
合計（件）	2	4	9	9	9	9	9

●研修会の開催の実績と推計

実績		推計				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

資料：実績：保健事業・地域支援事業

5) 家族介護者支援事業の充実

要介護（要支援）認定者である高齢者を介護する家族を対象とした家族介護者教室を毎年1回開催しています。

今後は、その家族の実情も理解した家族介護者教室となるよう、その内容を検討します。

なお、本町では平成29年度に任意事業での介護者家族介護用品の支給を終了しましたが、平成30年度からは福祉サービスでの在宅要介護者等家族介護用品の支給を開始しました。

また、平成29年度からは任意事業での位置情報サービスの提供も開始しました。

■家族介護者支援事業の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
家族介護者教室開催（回）	1	1	1	1	1	1	1
位置情報サービス提供（人）	0	0	2	2	2	2	2

資料：実績：保健事業・地域支援事業

6) 介護給付適正化事業の充実

弟子屈町介護給付適正化事業実施要綱及び弟子屈町介護給付適正化計画に基づき、要介護（要支援）認定調査は直営・委託を問わずに全件事後点検を実施するほか、ケアプランの点検と福祉用具購入／貸与・住宅改修の実態調査、介護給付費の通知、医療情報との突合・縦覧点検も実施し、介護給付の適正化を推進します。

弟子屈町介護給付適正化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弟子屈町（以下「町」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第3項第1号に掲げる事業（以下「介護給付適正化事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(介護給付適正化事業の内容)

第2条 町が行う介護給付適正化事業の内容は、次の各号に掲げる事業につき、当該各号に定める内容とする。

(1) 要介護認定の適正化 要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について町職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行う。具体的には、指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査のほか、町が直営で行っている認定調査についても、町が訪問調査の概況調査と基本調査と特記事項の整合性を確認するとともに、訪問調査と主治医意見の整合性も確認することによる点検等を実施するものとする。

(2) ケアプランの点検 介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画の記載内容について、事業者へ資料提出を求め又は訪問調査を行い、町職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。具体的には、基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の気づきを促すとともに自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組の支援を目指して、町によるケアプラン点検チェックシート等を活用したケアプランの内容確認、明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達並びにケアプラン自己点検チェックシートによる介護支援専門員による自己チェック及び町による評価を行うものとする。

(3) 住宅改修等の点検 次に掲げる事業につき、それぞれに定める内容とする。

ア 住宅改修の点検 町が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除する。具体的には、町への居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後に訪問して又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検するものとする。

イ 福祉用具購入・貸与調査 町が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進める。具体的には、町が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認するものとする。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検 次に掲げる事業につき、それぞれに定める内容とする。

ア 縦覧点検 受給者ごとに複数月にわたる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。具体的には、町から北海道国民健康保険団体連合会（以下「道国保連」という。）に対して、事業者への照会及び確認から過誤申立書の作成及び過誤処理まで（介護分に限る。）を委託するほか、町が直営でも実施するものとする。

イ 医療情報との突合 医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る。具体的には、町から道国保連に対して、事業者への照会及び確認から過誤申立書の作成及び過誤処理まで（介護分に限る。）を委託するものとする。

(5) 介護給付費通知 町から受給者本人（家族を含む。）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切な請求に向けた抑制効果をあげる。具体的には、町から道国保連に対して、介護給付費通知の作成を委託し、町が直営で発送するものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

弟子屈町介護給付適正化計画

弟子屈町における介護給付の適正化を目的とし、弟子屈町介護給付適正化事業実施要綱（平成29年弟子屈町訓令第1号。以下「町要綱」という。）に定めるもののほか、この計画に定めるところにより、弟子屈町介護給付適正化事業を実施する。

- 1 令和2年度までの弟子屈町介護給付適正化事業は、厚生労働省が策定した介護給付適正化計画に関する指針及び北海道が位置づけた第4期介護給付適正化計画における介護給付適正化主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知をいう。）と概ね整合できており、今後もその整合に努めるものとする。
- 2 この計画の実施期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とするほか、実施内容は次の各号に掲げる事業につき、当該各号に定める内容とする。
 - (1) 町要綱第2条第1号に掲げる事業（要介護認定の適正化） 原則として随時、全件実施するものとする。
 - (2) 町要綱第2条第2号に掲げる事業（ケアプランの点検） 原則として毎年度弟子屈町長が別に定める日時に、毎年度弟子屈町長が別に指定する1指定居宅介護支援事業所又は1指定介護予防支援事業所に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼している被保険者で、弟子屈町で把握できる直近の月に居宅サービス又は介護予防サービスの利用があったもののうち、1人以上毎年度弟子屈町長が別に定める割合未満の人数を弟子屈町において無作為に抽出し、当該者に限定して実施するものとする。
 - (3) 町要綱第2条第3号に掲げる事業（住宅改修等の点検） 次に掲げる事業につき、それぞれに定める内容とする。
 - ア 町要綱第2条第3号アに掲げる事業（住宅改修の点検） 原則として弟子屈町長が別に定める月以降にあった弟子屈町長が別に定める年度において弟子屈町が支出を決定した居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の概ね1割の半数に相当する件数に至るまでの事前申請について受給者宅の実態確認を行うものとし、弟子屈町長が別に定める月以降にあった残りの半数に相当する件数に至るまでの申請について訪問して施工状況等を点検するものとする。
 - イ 町要綱第2条第3号イに掲げる事業（福祉用具購入・貸与調査） 原則として弟子屈町長が別に定める月以降にあった弟子屈町長が別に定める年度において弟子屈町が支出を決定した居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の概ね1割に相当する件数に至るまでの居宅介護福祉用具購入費支給申請又は介護予防福祉用具購入費支給申請について実施するものとするほか、原則として毎年度弟子屈町長が別に定める日時に、毎年度弟子屈町長が別に指定する1指定居宅介護支援事業所又は1指定介護予防支援事業所に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼している被保険者で、弟子屈町で把握できる直近の月に福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与の利用があったもののうち、1人以上毎年度弟子屈町長が別に定める割合未満の人数を弟子屈町において無作為に抽出し、当該者に限定して実施するものとする。
 - (4) 町要綱第2条第4号に掲げる事業（医療情報との突合・縦覧点検） 原則として毎月、全件実施するものとする。
 - (5) 町要綱第2条第5号に掲げる事業（介護給付費通知） 原則として隔月、全件実施するものとする。

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

7) 成年後見制度利用支援事業の充実

低所得の高齢者に成年後見制度の利用申立てに要する費用や成年後見人等への報酬等を助成し、その経済的な負担の軽減を図っています。

1人暮らしや認知症高齢者が増加していることに伴い、成年後見制度の利用の必要性も増大しており、今後もその助成を継続し、推進していきます。

■成年後見制度利用支援事業の実績と推計

●成年後見制度申立支援の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
対象者(人)	0	6	5	6	7	8	8
申立者(人)	0	0	4	5	6	7	7

資料：実績：保健事業・地域支援事業

8) 生活支援体制整備事業の実施

介護予防・生活支援サービス事業の基盤整備のために、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置しています。

また、関係する主体間の定期的な情報共有とその連携・協働による取り組みを推進するために、学識経験者、介護サービス事業者等、ボランティア等を構成員とした協議体も設置しています。

今後もその体制の維持、さらには充実を図ります。

■生活支援体制整備事業の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
生活支援コーディネーター(人) (地域支えあい推進員(人))	1	1	1	1	1	1	1
生活支援体制整備協議体会議(回) (地域支えあい推進会議(回))	3	0	/	/	/	/	/
生活支援体制整備協議体会議(回) (連携会議(回))	10	7	/	/	/	/	/
生活支援体制整備協議体会議(回) (弟子屈町生活支援体制整備事業 第1層協議体(連携会議)(回))	/	2	12	12	12	12	12
生活支援体制整備協議体会議(回) (弟子屈町生活支援体制整備事業 第2層協議体(地域支えあい推進会議)(回))	/	0	2	2	2	2	2
勉強会、発表会、学習会(回)	1	0	1	1	1	1	1

資料：実績：保健事業・地域支援事業

9) 認知症総合支援事業の実施

認知症の方やその家族への支援を地域の实情に応じて効果的に推進するために、可能な限りの裁量を持ちつつ必要な事業を実施できる体制・環境の整備を進めています。

認知症になっても住み慣れた地域で生活していくためには、医療や介護、生活支援を関係団体がネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援を行うことが重要となります。

そのために、認知症地域支援推進員等設置促進事業により、医療機関や介護サービス事業所、地域の関係機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図っています。

この事業により、平成29年度に認知症地域支援推進員を2人配置し、認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療、介護サービス等を受けられるよう、関係機関へのつなぎや連絡調整を行ったほか、認知症ケアパスを作成し、認知症の方やその家族が必要とする情報を得やすくするとともに、認知症サポーターを養成し、認知症についての知識を地域に広げています。

今後もこうした取り組みを通じ、認知症の方やその家族への支援を推進していきます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・良い環境で暮らし続けることができるように認知症初期集中支援チーム設置推進事業により、認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

この事業により、平成30年度に委嘱によるサポート医1人、医療職1人、福祉職1人で構成した認知症初期集中支援チームを設置し、地域への普及啓発と併せて認知症初期集中支援を行っています。

■認知症総合支援事業の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
初期集中支援チーム検討委員会（回）	1	1	1	1	1	1	1
初期集中支援チーム稼働（件）	2	4	3	3	4	4	4
認知症サポーター養成講座（か所）	2	2	2	1	1	1	1
SOSネットワーク学習会（回）	1	1	1	1	1	1	1
SOSネットワーク推進会議（回）	1	2	1	1	1	1	1
SOSネットワーク伝達訓練（回）	1	0	1	1	1	1	1
初期集中支援チーム員研修（回）	0	0	1	1	1	1	1

資料：実績：保健事業・地域支援事業

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

■認知症高齢者の実績と推計

	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	29	30	元	2	3	4	5	7
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	実績	実績	実績	実績	推計	推計	推計	推計
	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
弟子屈町介護認定審査会の合議体の 延べ審査判定人数 (第1号被保険者のみ(※1))(人)	559	406	492					
弟子屈町介護認定審査会の合議体の 実審査判定人数 (第1号被保険者のみ(※1))(人)(A)	509 (A1)	376 (A2)	447 (A3)					
うち結果が非該当(人)	11	7	9					
うち結果が非該当以外(人)	498	369	438					
うち認定調査票の認知症高齢者の 日常生活自立度が自立(※2) (人)	98	42	44					
うち認定調査票の認知症高齢者の 日常生活自立度が自立以外(※2) (人)(B)	400 (B1)	327 (B2)	394 (B3)					
うち認定調査票の認知症高齢者の 日常生活自立度がI以外(※2) (人)(C)	305 (C1)	270 (C2)	329 (C3)					
認定者数(第1号被保険者のみ(※1)) (人)(D)	560	554	567	568	575	587	595	611
認知症高齢者(自立以外(※2))数 (人)(~令和元年度: $D \times B \div A$ 以上)(令和 2年度~: $D \times (B1 + B2 + B3) \div (A1 + A2 +$ $A3)$ 以上)(E)	440 以上	482 以上	500 以上	478 以上	484 以上	494 以上	501 以上	514 以上
認知症高齢者(I以外(※2))数 (人)(~令和元年度: $D \times C \div A$ 以上)(令 和2年度~: $D \times (C1 + C2 + C3) \div (A1 +$ $A2 + A3)$ 以上)(F)	336 以上	398 以上	417 以上	385 以上	390 以上	398 以上	404 以上	415 以上
総高齢者数(人)(G)	2,830	2,809	2,820	2,804	2,784	2,762	2,743	2,701
認知症高齢者(自立以外(※2))数が 占める割合(%)($E \div G$ 以上)	15.5 以上	17.2 以上	17.7 以上	17.0 以上	17.4 以上	17.9 以上	18.3 以上	19.0 以上
認知症高齢者(I以外(※2))数が 占める割合(%)($F \div G$ 以上)	11.9 以上	14.2 以上	14.8 以上	13.7 以上	14.0 以上	14.4 以上	14.7 以上	15.4 以上

資料：実績：認定者数：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

総高齢者数：住民基本台帳（各年9月末現在）

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

※1 第1号被保険者以外（第2号被保険者と40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者）の延べ人数と実人数の実績は、平成29年度ではいずれも4人（第2号被保険者2人、40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者2人）、平成30年度ではいずれも10人（第2号被保険者9人、40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者1人）、令和元年度ではいずれも5人（第2号被保険者5人、40歳以上65歳未満の医療保険の非加入者である生活保護の被保護者0人）。

※2 認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

自立	まったく認知症を有しない。
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 II a たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等家庭外で上記IIの状態がみられる。 II b 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

10) 在宅医療・介護連携推進事業の実施

75歳以上の後期高齢者は慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にも罹患しやすいほか、要介護（要支援）状態になる確率や認知症の発生率が高いという特徴があり、医療と介護の両方を必要とすることが少なくありません。

後期高齢者でも自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅の医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

そのために、地域の医療機関、介護サービス事業所等の住所・機能等の情報を整理したパンフレットを作成するとともに、これらの情報を本町のホームページに掲載するほか、医療・介護関係者の連携の構築を目的とした研修会、地域住民への普及啓発を目的とした在宅医療・介護連携に関する研修会等の開催やその支援等を行います。

また、地域ケア会議等の多職種連携・協働の場を活かし、医療・介護関係者間の情報共有の支援等、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、他市町村との連携の促進を図るために保健所等が開催する研修会等への参加・意見交換等も実施します。

■在宅医療・介護連携推進事業の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域の医療・介護資源の把握	○	○	○	△	△	△	△
医療・介護関係者の連携の構築	△	△	△	○	○	○	○
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	○	○	○	△	△	△	△
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	○	○	○	△	△	△	△
在宅医療・介護関係者の情報の共有支援	○	○	○	△	△	△	△
在宅医療・介護関係者に関する相談支援	○	○	○	○	○	○	○
医療・介護関係者の研修	×	○	○	△	△	△	△
地域住民への普及啓発	×	×	○	○	○	○	○
医療・介護関係者間の情報共有の支援等	△	△	△	○	○	○	○
在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	○	○	○	△	△	△	△

資料：実績：保健事業・地域支援事業

第5章 介護保険事業の推進

介護保険事業の要となる介護サービスを提供するために必要な財源の一部である保険料は、次の流れで算定します。

この流れの中で、介護サービスの見込み量も推計しています。

なお、本町ではその全域を1つの日常生活圏域として定め、介護サービスの見込み量を推計しました。



1 総人口の推計

本町では、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（公表値及び補正值）の考え方を参考に、総人口を推計しました。

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、今後もその傾向は継続するものと推計しています。

■総人口の実績と推計

	実績			推計			
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
総人口（人）	7,286	7,145	6,954	6,828	6,701	6,575	6,322

資料：実績：住民基本台帳（各年9月末現在）

2 被保険者数の推計

本町では、それぞれその近似値である40歳以上の人口を被保険者数の、65歳以上の人口を第1号被保険者数の、40歳以上65歳未満の人口を第2号被保険者数の参考とし、被保険者数を推計しました。

本町の被保険者数のうち、第1号被保険者数は、平成28年以降、2,800人強で推移しており、ピークを迎えているものと考えられ、今後は減少するものと推計していますほか、40歳以上65歳未満の人口は減少傾向で推移しており、その近似値である第2号被保険者数は減少するものと推計しています。

■被保険者数の実績と推計

	実績			推計			
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
65歳以上の人口	2,809	2,820	2,804				
65～69歳	697	689	634				
70～74歳	636	633	675				
75～79歳	569	585	562				
80～84歳	432	419	427				
85～89歳	279	298	311				
90歳以上	196	196	195				
40～64歳の人口	2,466	2,370	2,293				
40歳以上の人口（人）	5,275	5,190	5,097				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第1号被保険者数	2,810	2,824	2,814	2,792	2,768	2,746	2,701
65～69歳	1,329	1,318	1,307	620	592	564	507
70～74歳				644	630	616	588
75～79歳	1,008	1,010	999	571	573	574	578
80～84歳				437	443	451	463
85～89歳	473	496	508	289	289	288	290
90歳以上				231	241	253	275
第2号被保険者数				2,203	2,152	2,102	1,999
被保険者数（人）				4,995	4,920	4,848	4,700

資料：実績：住民基本台帳（各年9月末現在）

介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

3 要介護（要支援）認定者数の推計

本町では、要介護状態になることを予防するほか、要介護状態や要支援状態、介護予防・生活支援サービス事業対象状態の重度化を抑止するために、第7期計画期間においては早い段階での軽度認定と介護サービスや介護予防・生活支援サービス事業の利用の促進を重点施策として推進しましたが、本計画期間においてもこれを推進するのに加え、要介護状態や要支援状態になることを予防するために、地域介護予防活動支援事業のさらなる充実も図り、その成果としての要支援認定者が認定者に占める割合（第1号被保険者のみ）の28%前後での推移を見込み、要介護（要支援）認定者数を推計しました。

本町の要介護（要支援）認定者数は、増加傾向で推移しており、総人口や被保険者数の推計も踏まえ、今後もその傾向は継続するものと推計しています。

■要介護（要支援）認定者数の実績と推計

	実績			推計			
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
総数（人）	560	571	575	582	594	602	618
要支援1	49	51	42	42	42	43	45
要支援2	109	106	119	121	122	122	125
要介護1	94	83	76	76	78	79	81
要介護2	94	103	112	113	116	117	118
要介護3	65	68	80	81	84	85	88
要介護4	85	92	85	87	89	91	95
要介護5	64	68	61	62	63	65	66
うち第1号被保険者数	554	567	568	575	587	595	611
要支援1	49	51	41	41	41	42	44
要支援2	108	105	118	120	121	121	124
要介護1	94	83	76	76	78	79	81
要介護2	91	101	109	110	113	114	115
要介護3	64	68	80	81	84	85	88
要介護4	85	92	84	86	88	90	94
要介護5	63	67	60	61	62	64	65
要支援認定者が認定者に 占める割合 (第1号被保険者のみ) (%)	28.3	27.5	28.0	28.0	27.6	27.4	27.5

資料：実績：介護保険事業状況報告（各年度9月月報）

4 施設・居住系サービス利用者数の推計

4-1 施設サービス利用者数の推計

施設サービスについては、現在、需要と供給のバランスは取れており、一定の充足に至っていますが、今後も本町における介護サービスの要として、その維持を図ることを前提に推計しました。

なお、施設サービス利用者数の推計における実績は、いずれも介護保険事業状況報告（各年度年報）を資料としています。

1) 介護老人福祉施設利用者数の推計

介護老人福祉施設は、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームで、施設サービス計画に基づき、身体上・精神上の著しい障がいがあるために常時介護を必要とし、在宅での介護が困難な、原則として要介護3以上の要介護認定者の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

町内に1施設が設置されている介護老人福祉施設の利用定員100人は町内に設置されている介護保険施設としては最大規模であることから、医療計画との整合性に係るサービス見込み量として令和2年度までに2.5人、令和5年度までに5.3人、令和7年度までに7.4人をそれぞれ見込んだほか、介護離職ゼロに係るサービス見込み量として令和2年度までに3.8人、令和5年度までに6.3人もそれぞれ見込み、利用者数を推計しました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人福祉施設（人）	95	96	99	101	103	105	110

2) 介護老人保健施設利用者数の推計

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、病状が安定期にあり、看護や医学的管理下での介護、必要な医療の提供を必要とする要介護認定者の在宅の生活への復帰を目指してこれらを提供するほか、日常生活上の世話を行う施設です。

なお、介護療養型医療施設が令和6年3月31日までに介護老人保健施設、介護医療院等への転換等の対応を行うことになっていることから、令和7年度における利用者数は介護療養型医療施設の利用者数も参考に推計しました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人保健施設（人）	9	8	9	9	9	9	16

3) 介護医療院利用者数の推計

介護医療院は、施設サービス計画に基づき、長期にわたり療養が必要な要介護認定者の療養上の管理や看護、医学的管理下での介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

介護医療院は平成30年度から施設サービスの提供を始めた施設であり、本町では本計画期間におけるこの施設サービスの提供は見込まれないことから、本計画期間における利用者数は0人と見込みましたが、介護療養型医療施設が令和6年3月31日までに介護老人保健施設、介護医療院等への転換等の対応を行うことになっていることから、令和7年度における利用者数は介護療養型医療施設の利用者数を参考に推計しました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護医療院（人）	0	0	0	0	0	0	10

4) 介護療養型医療施設利用者数の推計

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する病状が安定期にある長期療養患者であって、療養上の管理や看護、医学的管理下の世話、医療の提供が必要な要介護認定者に、これらを行う施設です。

なお、介護療養型医療施設は令和6年3月31日までに介護老人保健施設、介護医療院等への転換等の対応を行うことになっていることから、この施設サービスの提供は令和5年度には終了する予定です。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護療養型医療施設（人）	15	17	15	15	15	15	

4-2 居住系サービス利用者数の推計

居住系サービスについては一定の充足に至っていますが、今後も本町における介護サービスの要として、その維持を図ることを前提に推計しました。

なお、居住系サービス利用者数の推計における実績は、いずれも介護保険事業状況報告（各年度年報）を資料としています。

1) 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）利用者数の推計

特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護認定者とその配偶者等に限られない混合型の有料老人ホーム等と、入居者が要介護認定者とその配偶者等に限られる介護専用型で入居定員が30人以上の有料老人ホーム等のうち、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム等に入居する要介護認定者に、特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするものです。

また、介護予防特定施設入居者生活介護は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、介護や生活全般にわたる支援、機能訓練、療養上の世話を行うことで、要支援認定者が施設で能力に応じた自立した生活をできるように心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

本町では、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる増加も見込んで令和3年度以降の利用者数を推計しました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
特定施設入居者生活介護（人）	34	35	44	66	68	68	71
介護予防特定施設入居者生活介護（人）	15	15	12	19	18	18	17

2) 認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護) 必要利用定員総数と利用者数の推計

認知症対応型共同生活介護は、急性の状態にはない認知症高齢者に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、介護や日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

また、介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症である要支援2認定者に可能な限り共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、介護や日常生活上の支援、機能訓練を行って心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

第6期計画期間においては、要介護認定者である認知症高齢者への認知症対応型共同生活介護の提供のみならず、要支援認定者である認知症高齢者への介護予防認知症対応型共同生活介護の提供もできる余地が生じたことから、本町とその全域を1つとして定めた日常生活圏域における本計画期間と令和7年度の必要利用定員総数は、第7期計画期間と同様に現在3ユニットとなっているグループホームの利用定員の合計と同じ27人としました。

なお、認知症対応型共同生活介護については、介護離職ゼロに係るサービス見込み量として令和2年度までに2人、令和5年度までに3人をそれぞれ見込み、利用者数を推計しましたが、介護予防認知症対応型共同生活介護については、平成27年度と平成28年度には利用があったものの、それは一時的なものであり、平成29年度と第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様に0人と見込みました。

また、本町では、町内に所在する居住系サービスは一定の充足に至っているものと判断し、第6期計画期間まで本町が重点的に行ってきたグループホーム等の居住サービスに係る許認可は、第7期計画期間中と同様に本計画期間中も現状の維持に重点を置くため、この居住系サービスの新たな許認可は見込みません。

■本町と日常生活圏域における必要利用定員総数の計画と実績

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
計画 (人)	27	27	27	27	27	27	27
実績 (人)	27	27					

■1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
認知症対応型共同生活介護 (人)	27	27	27	27	27	27	27

3) 地域密着型特定施設入居者生活介護必要利用定員総数と利用者数の推計

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護認定者とその配偶者等に限られる介護専用型で入居定員が29人以下の有料老人ホーム等のうち、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム等に入居する要介護認定者に、介護や家事、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行い、施設で能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

本町では、町内に所在する居住系サービスは一定の充足に至っているものと判断しており、第6期計画期間まで本町が重点的に行ってきたグループホーム等の居住サービスに係る許認可は、第7期計画期間中と同様に本計画期間中も現状の維持に重点を置き、この居住系サービスの新たな許認可は見込まないため、本町とその全域を1つとして定めた日常生活圏域における本計画期間と令和7年度の必要利用定員総数は0人とし、利用者数も0人と見込みました。

4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護必要利用定員総数と利用者数の推計

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則要介護3以上の要介護認定者を対象とした定員が29人以下の特別養護老人ホームである地域密着型介護老人福祉施設の入所者に、できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて、介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行い、能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指すものです。

本町では、町内に所在する居住系サービスは一定の充足に至っているものと判断しており、第6期計画期間まで本町が重点的に行ってきたグループホーム等の居住サービスに係る許認可は、第7期計画期間中と同様に本計画期間中も現状の維持に重点を置き、この居住系サービスの新たな許認可は見込まないため、本町とその全域を1つとして定めた日常生活圏域における本計画期間と令和7年度の必要利用定員総数は0人とし、利用者数も0人と見込みました。

5 在宅サービス利用者数の推計

在宅サービスのうち、介護予防サービスについては、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、生活機能の低下を防ぎ、要支援状態の軽減・悪化防止に効果が期待できるよう、充実を図ることを前提に推計し、居宅サービスについては、現在、需要と供給のバランスは取れていますが、介護が必要になっても安心して在宅での生活を継続できるよう、その維持を図ることを前提に推計しました。

一方で、在宅サービスのうち、地域密着型（介護予防）サービスについては、介護や支援のみならず、起床、食事、排せつ、清潔保持、就寝時の支援、医学的管理を必要とする場合は看護の提供等を包括的かつ継続的に提供するために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供が求められているところですが、本町では現時点において、これらの介護サービスを町内で提供できる介護サービス事業者の参入が見込まれません。

なお、在宅サービス利用者数の推計における実績は、いずれも介護保険事業状況報告（各年度年報）を資料としています。

1) 訪問介護利用者数の推計

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員等が要介護認定者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護や要介護認定者が1人暮らしのためか同居家族等の障がい・疾病等のために要介護認定者やその家族等が自ら行うことが困難である日常生活上必要な家事、必要な日常生活の世話をを行います。

なお、本町では平成29年度中に介護予防・生活支援サービス事業での介護予防訪問介護相当サービスの提供を開始するとともに、介護サービスでの介護予防訪問介護の提供を終了しました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問介護（人）	53	60	64	58	61	63	63

2) 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）利用者数の推計

訪問入浴介護は、要介護認定者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

また、介護予防訪問入浴介護は、要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行い、要支援認定者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

なお、訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護については、本町では町内での提供は見込まれないほか、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様にいずれも0人と見込みました。

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

3) 訪問看護（介護予防訪問看護）利用者数の推計

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、病状が安定期にあり、訪問看護が必要と主治医が認めた要介護認定者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復と生活機能の維持や向上を目指すものです。

また、介護予防訪問看護は、要支援認定者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問看護（人）	5	9	12	11	11	12	11
介護予防訪問看護（人）	2	2	3	3	3	3	3

4) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用者数の推計

訪問リハビリテーションは、病院・診療所や介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が、病状が安定期にあり、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下での理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを要すると主治医が認めた要介護認定者の自宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持や向上を目指し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。

また、介護予防訪問リハビリテーションは、可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、要支援認定者の居宅において、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問リハビリテーション（人）	12	9	19	19	19	20	20
介護予防訪問リハビリテーション（人）	2	4	6	6	6	6	6

5) 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）利用者数の推計

居宅療養管理指導は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な要介護認定者の心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図るものです。

また、介護予防居宅療養管理指導は、要支援認定者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、医師や歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、管理栄養士が、通院困難な要支援認定者の居宅を訪問して、心身の状況、環境等を把握し療養上の管理指導を行うことにより、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
居宅療養管理指導（人）	20	23	29	26	28	29	28
介護予防居宅療養管理指導（人）	1	2	4	4	4	4	4

6) 通所介護利用者数の推計

通所介護は、利用定員が19人以上の介護サービス事業所が提供する在宅サービスで、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持や向上を目指し、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、要介護認定者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

本町では、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、第7期計画期間に引き続き、本計画期間においても通所サービスの利用の促進を重点施策として推進し、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての通所サービス利用者数の維持を見込みました。

なお、本町では平成29年度中に介護予防・生活支援サービス事業での介護予防通所介護相当サービスの提供を開始するとともに、介護サービスでの介護予防通所介護の提供を終了しました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
通所介護（人）	33	36	53	49	50	51	52

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

7) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者数の推計

通所リハビリテーションは、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持や向上を目指し、介護老人保健施設や病院・診療所が、病状が安定期にあり、介護老人保健施設や病院・診療所で、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医が認めた在宅の要介護認定者に通って来てもらったり、その要介護認定者を送迎したりして、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供することで、要介護認定者の心身の機能の維持回復を図るものです。

また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるように、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行い、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

本町では、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、第7期計画期間に引き続き、本計画期間においても通所サービスの利用の促進を重点施策として推進し、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうちの1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての通所サービス利用者数の維持を見込みました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
通所リハビリテーション（人）	63	63	54	49	51	51	53
介護予防通所リハビリテーション（人）	27	25	28	27	27	28	29

8) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用者数の推計

短期入所生活介護は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の事情に対応するほか、その家族の負担軽減を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護認定者を特別養護老人ホーム等が短期間入所させて介護や日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、要介護認定者の心身の機能の維持とその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

また、介護予防短期入所生活介護は、要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護や日常生活上の支援、機能訓練を行い、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所生活介護（人）	16	17	20	20	20	20	21
介護予防短期入所生活介護（人）	1	0	0	0	0	0	0

9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）

（介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設））利用者数の推計

短期入所療養介護（介護老人保健施設）は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、病状が安定期にあり短期入所療養介護を必要とする要介護認定者を介護老人保健施設が短期間入所させて看護・医学的管理下の介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上とその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

また、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）は、要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理下の介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の支援を行うことで、要支援認定者の療養生活の質の向上と心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

なお、短期入所療養介護（介護老人保健施設）については、平成30年度と令和元年度には利用（平成30年度の1年度あたりの延べ利用者数の実績は2人で令和元年度の1年度あたりの延べ利用者数の実績は1人）があったものの、それは一時的なものであり、令和2年度においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様に0人と見込みました。

また、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）については、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様に0人と見込みました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
短期入所療養介護 （介護老人保健施設）（人）	0	0	0	0	0	0	0

10) 短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）

（介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）利用者数の推計

短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、病状が安定期にあり短期入所療養介護を必要とする要介護認定者を介護療養型医療施設等が短期間入所させて看護・医学的管理下の介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上とその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

また、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）は、要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理下の介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の支援を行うことで、要支援認定者の療養生活の質の向上と心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

なお、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）については、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様に0人と見込みました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）（人）	3	2	2	2	2	2	2

11) 短期入所療養介護（介護医療院）

（介護予防短期入所療養介護（介護医療院）利用者数の推計

短期入所療養介護（介護医療院）は、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、病状が安定期にあり短期入所療養介護を必要とする要介護認定者を介護医療院が短期間入所させて看護・医学的管理下の介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上とその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

また、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）は、要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理下の介護や機能訓練、必要な医療、日常生活上の支援を行うことで、要支援認定者の療養生活の質の向上と心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

なお、短期入所療養介護（介護医療院）と介護予防短期入所療養介護（介護医療院）は平成30年度から提供を始めた在宅サービスですが、本町では町内での提供は見込まれないほか、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様にいずれも0人と見込みました。

12) 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）利用者数の推計

福祉用具貸与は、要介護状態となった場合においても、その要介護認定者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように、要支援認定者の心身の状況、希望と環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援認定者の生活機能の維持改善を図るものです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
福祉用具貸与（人）	72	86	104	95	99	101	102
介護予防福祉用具貸与（人）	31	40	54	52	53	54	55

13) 福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）利用者数の推計

在宅の要介護認定者が、指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる特定福祉用具を購入したときは、居宅介護福祉用具購入費が支給されます。

また、在宅の要支援認定者も、指定特定介護予防福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる特定福祉用具を購入したときは、介護予防福祉用具購入費が支給されます。

本町では、在宅生活の維持に有効な環境整備であることからその利用の促進を図り、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）利用者数の維持を見込みました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
福祉用具購入費（人）	1	2	4	4	4	4	4
介護予防福祉用具購入費（人）	1	1	4	4	4	4	4

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

14) 住宅改修費（介護予防住宅改修費）利用者数の推計

在宅の要介護認定者が、その居住する住宅に手すりの取り付け等の一定の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費が支給されます。

また、在宅の要支援認定者も、その居住する住宅に手すりの取り付け等の一定の住宅改修を行ったときは、介護予防住宅改修費が支給されます。

本町では、在宅生活の維持に有効な環境整備であることからその利用の促進を図り、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての住宅改修費（介護予防住宅改修費）利用者数の維持を見込みました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
住宅改修費（人）	2	3	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修費（人）	2	1	2	2	2	2	2

15) 居宅介護支援（介護予防支援）利用者数の推計

居宅介護支援とは、在宅の要介護認定者のケアマネジメントで、要介護認定者が、居宅サービスや地域密着型サービス、必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるように、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるように介護サービス事業者等との連絡調整等を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合は紹介等を行います。

また、介護予防支援とは、要支援者の介護予防ケアマネジメントで、要支援認定者が、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるように介護サービス事業者等との連絡調整等を行います。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅介護支援（人）	143	155	172	156	162	166	166
介護予防支援（人）	57	63	72	70	71	71	74

16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者数の推計

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	0	2	3	3	3	3	3

17) 夜間対応型訪問介護利用者数の推計

夜間対応型訪問介護は、要介護認定者に、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、夜間に定期的な巡回や随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、介護や日常生活上の世話、緊急時の対応等を行い、夜間も安心して生活を送ることができるように援助するものです。

本町では、この在宅サービスの提供は見込まれないほか、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様に0人と見込みました。

18) 地域密着型通所介護利用者数の推計

地域密着型通所介護は、利用定員が18人以下の介護サービス事業所が提供する在宅サービスで、要介護状態となった場合でも、その要介護認定者が可能な限りその居宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持向上を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、要介護認定者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持とその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、平成28年度から提供を始めた在宅サービスです。

本町では、高齢者のみの世帯の孤立化の抑制と社会参加の促進を図るために、第7期計画期間に引き続き、本計画期間においても通所サービスの利用の促進を重点施策として推進し、町内に所在する有料老人ホーム2施設のうち1施設が令和3年度に特定施設入居者生活介護事業所と介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける予定であることによる在宅サービス利用者数の減少を見込んだ上でもその成果としての通所サービス利用者数の維持を見込みました。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型通所介護（人）	6	8	13	13	13	13	14

19) 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）利用者数の推計

認知症対応型通所介護は、急性の状態にはない要介護認定者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう生活機能の維持や向上を目指し、特別養護老人ホーム等やデイサービスセンターに通ってもらい、介護、日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、要介護認定者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

また、介護予防認知症対応型通所介護は、急性の状態にはない要支援認定者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行い、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

なお、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護については、本町では町内での提供は見込まれないほか、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様にいずれも0人と見込みました。

20) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）利用者数の推計

小規模多機能型居宅介護は、居宅で、又は介護サービス事業所への通所や短期間宿泊により、介護や家事、日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援認定者が可能な限りその居宅で、又は介護サービス事業所への通所・短期間宿泊により、自立した日常生活を営むことができるように、介護や日常生活の支援、機能訓練を行い、要支援認定者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上を目指すものです。

なお、小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護については、本町では町内での提供は見込まれないほか、第7期計画期間においては利用が無く、利用の見込みも無いことから、本計画期間と令和7年度における利用者数は第7期計画期間と同様にいずれも0人と見込みました。

21) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用者数の推計

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）は、医療ニーズの高い要介護認定者に、小規模多機能型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を提供できる介護サービス事業所が行う在宅サービスです。

■ 1月あたりの利用者数の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) (人)	1	1	1	1	1	1	1

6 介護サービス見込み量の推計

6-1 総給付費の推計

総人口と被保険者数、要介護（要支援）認定者数、施設サービス等利用者数の推計を踏まえた総給付費を、本町では次のように推計しました。

第7期計画中の総給付費は2,636,951千円を見込んでいましたが、本計画期間中の総給付費は2,589,265千円を見込んでおり、金額にして47,686千円の減少となります。

■総給付費の計画と実績、推計

	計画（千円）	実績（千円）	推計（千円）
平成30年度	861,429	714,024	
令和元年度	882,479	735,577	
令和2年度	893,043		817,067
令和3年度			846,973
令和4年度			865,652
令和5年度			876,640
令和7年度			902,695

資料：実績：介護保険事業状況報告（各年度年報）

6-2 居宅（介護予防）サービス等別給付費の推計

総給付費を構成する居宅（介護予防）・地域密着型（介護予防）・施設サービス別給付費を、本町ではそれぞれ次のように推計しました。

■居宅（介護予防）サービス等別給付費の実績と推計

	居宅 （介護予防） サービス給付費		地域密着型 （介護予防） サービス給付費		施設 サービス給付費	
	実績 （千円）	推計 （千円）	実績 （千円）	推計 （千円）	実績 （千円）	推計 （千円）
平成30年度	254,553		82,485		376,987	
令和元年度	270,573		88,000		377,004	
令和2年度		326,227		98,190		392,650
令和3年度		349,357		97,096		400,520
令和4年度		361,788		97,150		406,714
令和5年度		366,798		97,150		412,692
令和7年度		371,737		97,728		433,230

資料：実績：介護保険事業状況報告（各年度年報）

6-3 介護サービス別給付費の推計

居宅（介護予防）・地域密着型（介護予防）・施設サービス別給付費をそれぞれ構成する介護サービス別給付費を、本町ではそれぞれ次のように推計しました。

■介護サービス別給付費の実績と推計

●居宅サービス給付費の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度 (千円)	令和 元 年度 (千円)	令和 2 年度 (千円)	令和 3 年度 (千円)	令和 4 年度 (千円)	令和 5 年度 (千円)	令和 7 年度 (千円)
訪問介護	56,189	63,680	72,436	59,802	66,166	68,008	65,117
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	2,842	3,924	4,534	3,909	3,911	4,529	3,911
訪問リハビリテーション	6,591	4,443	9,059	9,141	9,146	9,569	9,569
居宅療養管理指導	1,635	1,857	2,264	2,061	2,208	2,278	2,207
通所介護	18,885	20,445	30,856	28,651	29,160	29,774	30,428
通所リハビリテーション	47,505	47,419	44,134	40,569	42,151	42,151	44,090
短期入所生活介護	13,563	13,799	20,670	20,797	20,809	20,809	22,735
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	145	117	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	3,353	2,270	7,246	5,608	5,611	5,611	5,611
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	10,776	12,729	16,236	14,812	15,571	15,881	15,964
福祉用具購入費	526	572	1,587	1,620	1,620	1,620	1,620
住宅改修費	1,168	1,991	2,827	3,240	3,240	3,240	3,240
特定施設入居者生活介護	38,548	42,159	53,532	92,037	94,601	94,601	98,447
居宅介護支援	23,351	25,438	28,924	26,414	27,496	28,313	28,195

●地域密着型サービス給付費の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度 (千円)	令和 元 年度 (千円)	令和 2 年度 (千円)	令和 3 年度 (千円)	令和 4 年度 (千円)	令和 5 年度 (千円)	令和 7 年度 (千円)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	271	1,625	2,485	2,501	2,502	2,502	2,502
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3,490	4,672	11,640	10,014	10,020	10,020	10,598
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	77,111	80,214	82,011	82,515	82,561	82,561	82,561
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	1,613	1,489	2,053	2,066	2,067	2,067	2,067

●施設サービス給付費の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度 (千円)	令和 元 年度 (千円)	令和 2 年度 (千円)	令和 3 年度 (千円)	令和 4 年度 (千円)	令和 5 年度 (千円)	令和 7 年度 (千円)
介護老人福祉施設	291,373	293,283	301,803	309,963	316,107	322,085	337,934
介護老人保健施設	29,290	26,836	31,826	31,173	31,190	31,190	56,125
介護医療院	0	0	0	0	0	0	39,171
介護療養型医療施設	56,324	56,885	59,021	59,384	59,417	59,417	

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

●介護予防サービス給付費の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度 (千円)	令和 元 年度 (千円)	令和 2 年度 (千円)	令和 3 年度 (千円)	令和 4 年度 (千円)	令和 5 年度 (千円)	令和 7 年度 (千円)
介護予防訪問介護	27						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	634	1,173	1,514	1,523	1,524	1,524	1,524
介護予防訪問リハビリテーション	1,277	2,382	2,848	2,866	2,867	2,867	2,867
介護予防居宅療養管理指導	147	165	449	452	452	452	452
介護予防通所介護	65						
介護予防通所リハビリテーション	11,753	10,562	11,910	11,720	11,726	11,990	12,473
介護予防短期入所生活介護	313	99	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,017	2,457	3,405	3,288	3,353	3,405	3,470
介護予防福祉用具購入費	177	150	519	1,620	1,620	1,620	1,620
介護予防住宅改修費	1,194	1,126	667	3,240	3,240	3,240	3,240
介護予防特定施設入居者生活介護	8,791	8,271	6,761	12,223	11,496	11,496	10,976
介護予防支援	3,079	3,344	3,848	3,764	3,820	3,820	3,981

●地域密着型介護予防サービス給付費の実績と推計

	実績		推計				
	平成 30 年度 (千円)	令和 元 年度 (千円)	令和 2 年度 (千円)	令和 3 年度 (千円)	令和 4 年度 (千円)	令和 5 年度 (千円)	令和 7 年度 (千円)
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0

資料：実績：介護保険事業状況報告（各年度年報）

7 保険料の算定

7-1 所得段階別第1号被保険者数と基準額に対する割合

本計画期間中の所得段階別第1号被保険者数と基準額に対する割合を、本町では次のように設定しました。

第7期計画期間中と同様に、所得段階は標準所得段階の第9段階を第9段階と第10段階の2つに区分し、基準額に対する割合を弾力化しました。

■所得段階別第1号被保険者数と基準額に対する割合

	基準 所得 金額 (円)	所得段階別第1号被保険者数(人)				基準額に 対する 割合
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	
第1段階		751	727	703	692	0.500
第2段階		352	352	352	346	0.750
第3段階		294	294	295	290	0.750
第4段階		242	239	235	232	0.900
第5段階		277	270	263	258	1.000
第6段階		359	360	362	356	1.200
第7段階	1,200,000	283	288	293	288	1.300
第8段階	2,100,000	123	126	129	127	1.500
第9段階	3,200,000	49	47	46	45	1.700
第10段階	4,300,000	62	65	68	67	1.800
計		2,792	2,768	2,746	2,701	
第1号被保険者数		2,792	2,768	2,746	2,701	
所得段階別加入割合 補正後被保険者数		2,527	2,519	2,514	2,472	
弾力化をした場合の 所得段階別加入割合 補正後被保険者数		2,533	2,525	2,521	2,479	

7-2 保険料収納必要額と予定保険料収納率

本計画期間中の保険料収納必要額と予定保険料収納率を、本町では次のように設定しました。

(1) 保険料収納必要額

■標準給付費

●総給付費

	本計画期間				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総給付費(円)	2,589,265,000	846,973,000	865,652,000	876,640,000	902,695,000

●特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)

	本計画期間				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定入所者 介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (円)(A-B)	176,406,782	60,253,353	57,715,825	58,437,604	60,174,131
特定入所者 介護サービス費等給付額 (円)(A)	207,328,739	67,819,186	69,314,858	70,194,695	72,280,982
特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額 (円)(B)	30,921,957	7,565,833	11,599,033	11,757,091	12,106,851

●高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)

	本計画期間				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (円)(A-B)	73,955,387	24,272,170	24,684,942	24,998,275	25,741,260
高額介護サービス費等給付額 (円)(A)	74,934,944	24,511,927	25,052,509	25,370,508	26,124,556
高額介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額 (円)(B)	979,557	239,757	367,567	372,233	383,296

●高額医療合算介護サービス費等給付額

	本計画期間				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高額医療合算介護サービス費等給付額 (円)	14,006,088	4,581,523	4,682,564	4,742,001	4,882,940

●算定対象審査支払手数料

	本計画期間				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
算定対象審査支払手数料 (円) (A×B-C)	2,062,758	674,724	689,651	698,383	719,151
審査支払手数料1件あたり単価 (円) (A)		59	59	59	59
審査支払手数料支払件数 (件) (B)	34,962	11,436	11,689	11,837	12,189
審査支払手数料差引額 (円) (C)	0	0	0	0	0

■地域支援事業費

	本計画期間				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護予防 ・日常生活支援総合事業費 (円)	97,971,000	32,378,000	32,647,000	32,946,000	33,790,000
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費 (円)	39,888,000	13,354,000	13,313,000	13,221,000	13,005,000
包括的支援事業 (社会保障充実分) (円)	85,977,000	28,659,000	28,659,000	28,659,000	28,659,000

■準備基金取崩額

	令和2年度末	本計画期間	令和6年度末	令和7年度
準備基金の残高(見込額)(円)	118,210,000		0	
準備基金取崩額(円)		118,210,000		0

■保険者機能強化推進交付金等の交付見込額

	本計画期間	令和7年度
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(円)	11,415,000	3,805,000

(2) 予定保険料収納率

	本計画期間	令和7年度
予定保険料収納率(%)	98.00	98.00

7-3 保険料の基準額

本計画期間中の保険料の基準額を、本町では次のように推計しました。

■保険料の基準額

	本計画期間	令和7年度
標準給付費（円）(①)	2,855,696,015	994,212,482
地域支援事業費（円）(②)	223,836,000	75,454,000
第1号被保険者負担分相当額（円） $((①+②) \times 23\%)$ (③)	708,292,363	
第1号被保険者負担分相当額（円） $((①+②) \times 23.40\%)$ (③)		250,301,957
調整交付金相当額（円）(④)	147,683,351	51,400,124
調整交付金見込額（円）(⑤)	236,141,000	82,857,000
準備基金取崩額（円）(⑥)	118,210,000	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（円）(⑦)	11,415,000	3,805,000
保険料収納必要額（円） $(③+④-⑤-⑥-⑦)$ (A)	490,209,714	215,040,081
予定保険料収納率（%）(B)	98.00	98.00
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（人）(C)	7,579	2,479
保険料の基準額（年額）（円） $(A \div B \div C)$ (D)	66,000	88,515
保険料の基準額（月額）（円） $(D \div 12)$	5,500	7,376

7-4 所得段階別保険料

本計画期間中の所得段階別保険料を、本町では次のように設定しました。

保険料の基準額（年額）は、推計した保険料の基準額（年額）と同額の66,000円としました。

また、保険料の基準額（月額）は、保険料の基準額（年額）66,000円÷12月の5,500円としました。

■所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）（※5）
第1段階	生活保護の受給者	×0.500	33,000円
	老齢福祉年金（※1）の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方		
	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額（※2）とその他の合計所得金額（※3）の合計額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額（※2）とその他の合計所得金額（※3）の合計額が120万円以下の方のうち、第1段階の方でない方	×0.750	49,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額（※2）とその他の合計所得金額（※3）の合計額が120万円を超える方のうち、第1段階の方でない方	×0.750	49,500円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金等収入額（※2）とその他の合計所得金額（※3）の合計額が80万円以下の方	×0.900	59,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、公的年金等収入額（※2）とその他の合計所得金額（※3）の合計額が80万円を超える方	×1.000	66,000円（基準額）
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額（※4）が120万円未満の方	×1.200	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額（※4）が120万円以上210万円未満の方	×1.300	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額（※4）が210万円以上320万円未満の方	×1.500	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額（※4）が320万円以上430万円未満の方	×1.700	112,200円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額（※4）が430万円以上の方	×1.800	118,800円

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

- ※1 老齢福祉年金とは、大正5年4月1日までに生まれた方（一部の方を除きます。）に支給されている年金で、老齢基礎年金、老齢厚生年金などの一般的な老齢年金とは異なります。
- ※2 公的年金等収入額とは、保険料を納付する年度の前年の老齢基礎年金、老齢厚生年金などの課税の対象とされる年金等の収入額で、障害基礎年金、遺族厚生年金、老齢福祉年金などの課税の対象とされない年金等の収入額は含みません。
- ※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※4）から公的年金等収入に係る雑所得を控除した後の額です。ただし、第1段階から第5段階までの対象者のその他の合計所得金額は、その合計所得金額（※4）に給与所得及び公的年金等収入に係る雑所得が含まれている場合には、所得金額調整控除を控除する前のその給与所得から10万円を控除した後で長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額、その合計所得金額（※4）に給与所得が含まれている場合で公的年金等収入に係る雑所得が含まれていない場合には、その給与所得から10万円を控除した後で長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額、それら以外の場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額です。
- ※4 合計所得金額とは、保険料を納付する年度の前年の収入から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除、人的控除等を控除する前の額です。ただし、第6段階から第10段階までの対象者の合計所得金額は、その合計所得金額に給与所得又は公的年金等収入に係る雑所得が含まれている場合には、それらの所得の合計額から10万円を控除した後で長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額、その合計所得金額に給与所得及び公的年金等収入に係る雑所得が含まれていない場合には、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額です。
- ※5 各所得段階における保険料（年額）は、保険料の基準額（年額）に基準額に対する割合を乗じました。

8 介護保険事業の適正な運営と保険者機能の強化

8-1 介護保険についての情報提供・相談体制等の整備

(1) 介護サービス等の情報提供・相談体制の充実

介護や支援が必要となったときに自ら選んで介護サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用できるよう、本町の広報紙、ホームページ等あらゆる媒体を活用して、介護や支援の情報がいつでも手軽に入手できるような体制の整備に努めます。

また、福祉課、地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会、民生委員等の相談窓口との情報ネットワーク化を図るとともに担当者の研修を充実し、どの窓口でも適切な情報と助言が得られるような体制づくりを進めます。

(2) 介護サービス等への苦情等の適切な対応

利用者やその家族等からの介護サービスに関する苦情については、北海道介護保険審査会や北海道国民健康保険団体連合会のほか、利用者に身近な福祉課でも対応します。

また、介護予防・生活支援サービス事業に関する苦情も福祉課で対応します。

8-2 要介護（要支援）認定申請手続の支援

(1) 要介護（要支援）認定の申請の受付と調査の実施

福祉課において介護保険窓口と地域包括支援センターが連携し、要介護（要支援）認定申請を受け付けるほか、高齢者に関するさまざまな相談にも対応します。

また、要介護（要支援）認定調査は本町の職員を中心として進めていますが、今後も公平な調査に努めます。

(2) 介護認定審査会の運営

要介護（要支援）認定の審査・判定における公平性が確保されるよう、介護認定審査会の適正な運営に努めます。

8-3 地域密着型サービス事業所等の指定と指導・監督

本町に、地域密着型サービス事業所と地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所の指定・指導監督の権限が与えられていることや平成30年度からは居宅介護支援事業所の指定・指導監督の権限も与えられていることを受け、良質な地域密着型サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、居宅介護支援が提供されるよう、必要に応じ、指導・監督を行います。

第6章 本計画の推進に向けて

1 関係機関や関係各課との連携

本計画の推進にあたっては、国、北海道、関係機関等との連携を図るとともに、地域の住民や介護サービス事業者、各種団体の協力が不可欠であることから、広く本計画の周知を図り、行政と住民がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策の推進に努めます。

また、本計画を実現するためには、関連する施策の一体的な推進が必要であり、本町関係各課の連携体制を整備していきます。

2 地域資源の把握と有効活用

地域のさまざまな問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりがその問題を正しく理解し、その解決に向け、意欲ややりがいを持って自主的に行動を起こすことが重要となります。

高齢者を支えるためのさまざまな地域資源の把握に努めるとともに、その有効活用を図ります。

3 本計画の進行管理

本計画の進行は、保健、福祉、介護分野におけるさまざまな計画等との整合・連携を図るとともに、PDCAサイクルでの計画（PLAN）と実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、計画全体を管理します

■PDCAサイクルのプロセス

	内容
計 画 (PLAN)	弟子屈町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
実 行 (DO)	介護保険事業を含めた高齢者保健福祉施策の推進
評 価 (CHECK)	計画の基本理念に基づく基本目標への進捗率の把握
改 善 (ACTION)	介護保険事業を含めた高齢者保健福祉施策の見直し

弟子屈町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

1 委員氏名等

	氏名	学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者又は一般町民の別
委員長	星川 均	福祉関係者（社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会会長）
委員	大友 泰雄	福祉関係者（弟子屈町民生委員児童委員協議会前会長）
委員	近藤 恵子	福祉関係者（弟子屈町介護者と共に歩む会（菜の花会）前会長）
委員	竹内 勲	福祉関係者（弟子屈町老人クラブ連合会前会長）
委員	一ノ戸 正嗣	福祉関係者（弟子屈町身体障害者福祉分会会長）
委員	行木 紘一	保健医療関係者（医療法人社団信診連弟子屈クリニック院長）
委員	三木 和子	学識経験者（福祉系専門学校、短期大学等元非常勤講師）
委員	南 但雄	福祉関係者（弟子屈町自治会連合会副会長）
委員	小林 壽男	福祉関係者（弟子屈町ボランティア連絡協議会監事）
委員	宮崎 久美子	一般町民

2 会議日時等

	日時	場所	主な議事
第1回	令和2年7月29日（水） 14：30～15：15	弟子屈町公民館 1階研修室	○計画策定の概要説明 ○計画策定のスケジュール説明 ○在宅介護実態調査の結果説明
第2回	令和2年12月23日（水） 14：00～14：40	弟子屈町役場 3階委員会室	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果説明
第3回	令和3年1月27日（水） 14：00～14：45	弟子屈町役場 3階委員会室	○サービス見込み量・保険料の仮設定
第4回	令和3年3月24日（水） 14：00～14：40	弟子屈町役場 3階A会議室	○弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）の決定

弟子屈町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

～誰もが安心して暮らせるまちづくり～

＜令和3年度～令和5年度＞

令和3年3月

弟 子 屈 町

編集 弟子屈町福祉課

〒088 - 3292 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL 015 - 482 - 2921 FAX 015 - 482 - 2696

